

〈研究ノート〉

近代北海道におけるアットゥシ産出の様相を解明するための予備的考察

－開拓使の統計資料の整理と分析を中心に－

北海道立アイヌ民族文化研究センター

研究紀要

第9号

2003年3月25日発行

本田 優子

〈研究ノート〉

近代北海道におけるアットゥシ産出の様相を解明するための予備的考察

— 開拓使の統計資料の整理と分析を中心に —

本 田 優 子

はじめに

- 1 問題関心の所在と本稿の作業課題
- 2 従来の研究
- 3 本稿におけるアットゥシの概念

I 統計値にみる産出の状況

- 1 開拓使時代
- 2 三県一局時代以降
- 3 統計値からうかがえる点

II アットゥシ産出の様相とその用途

- 1 『諸物産表』および『県治類典』からみる生産と産出の様相
- 2 アットゥシの用途

おわりに

<資料> アットゥシ産出一覧表

キーワード：アイヌ文化、アイヌ史、アットゥシ（アツシ）、統計、『開拓使事業報告』

はじめに

1 問題関心の所在と本稿の作業課題

本稿は、近代の北海道におけるアットゥシ産出の様相を、開拓使による統計資料に基づいて明らかにしようとするものである。

アットゥシとは、アイヌの社会において植物の韌皮繊維から作られてきた織物および衣服のことである⁽¹⁾。「厚子」「厚司」「アツシ」などと表記されることが多いが、本稿では他の資料から引

(1) アットゥシは日本語の辞典にも「アツシ」「あつし」等として記載されているが、その場合は、植物としての「おひょう」の異名あるいは大阪地方で産出された厚手の木綿織物など、いくつかの異なる意味を有する（『日本国語大辞典』第二版、小学館、2000）。本稿においては、特にことわりがない限り、本文で述べたような意味に限定して用いる。

用する場合を除き、原則としてアイヌ語としての「アットゥシ」を用いる。本稿でのアットゥシの定義については後述する。

筆者は昨年「近世北海道におけるアットゥシの産物化と流通」⁽²⁾ (以下、「前稿」とする)をまとめた。本稿は、前稿に引き続き、アットゥシについて歴史的に追求する作業を通じて、アイヌ文化の歴史的変遷の一側面を明らかにしようとする筆者の研究課題の一環をなすものである。

ここで、筆者の問題関心と本稿の位置付けについて述べることにする。筆者はアイヌ文化の歴史的変遷の様相を解明することを、自身のアイヌ史・アイヌ文化研究の柱の一つに設定した。このような立場からの研究を蓄積することにより、主として、政治史、社会運動史、生活史といった領域に集中しがちであったアイヌ史研究に従来とは異なる視座を開くとともに、今日通説的に流布している「伝統文化」像を歴史的に再検討する作業を通して、アイヌ文化研究に新たな知見を加えることができると考えたからである。そして、このテーマを解明するために、アイヌ文化におけるいくつかの文化要素を取り上げ、主として文献史料に依拠しつつも、口承文芸資料や民族誌のデータを適宜採用しながら、その要素ごとの歴史を追求するという方法を試みることにした。

その具体的な考察の対象として、まずアットゥシを設定した。その理由は、アットゥシが一般にアイヌの衣文化における代表的な衣服と考えられていること、アイヌ史上の記録に早くから登場し、近世以降現代に至るまで生産され、実用品あるいは工芸品として様々な場面で取り上げられる要素であることなどによる。

このような立場から筆者は前稿において、近世の文献・史料にあらわれるアットゥシに関する記述を分析し、以下のように論じた。①近世においてもアットゥシは、従来考えられていたようなアイヌの地域共同体内の自己完結的消費のためだけに生産されていたわけではなく、和人社会のみならず漁場労働に従事するアイヌ自身へも商品として大量に流通していた。②アットゥシが産物化されたのは18世紀後半以降の時期であり、それは近世北海道の漁業の進展および場所請負の動向と密接に結びついていたと考えられる。③多くの場合それらのアットゥシは、河川上流の山間部に位置する集落で織り出され、会所・運上屋に集荷されている。すなわち、従来の歴史叙述においてアイヌの「伝統的社会」が色濃く存続していたとされる地域においてこそ、アットゥシの大規模な流通を支える生産基盤が存在していたことになる。以上のようなアットゥシの産物化と流通の具体的様相を把握することは、アットゥシの歴史を考えるうえで看過できない重要性を持つと筆者は考える⁽³⁾。

前稿を受けた次なる作業課題は、19世紀後半以降のアットゥシの生産と流通の問題の検討であるが、本稿ではその予備的作業として、いわゆる明治維新後の北海道における産出状況を、主に開拓使の統計によって把握し整理するものである。

(2) 本田優子「近世北海道におけるアットゥシの産物化と流通」『北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要』第8号、北海道立アイヌ民族文化研究センター、2002。

(3) 前稿では、エトロフ島周辺および、オホーツク紋別を含む宗谷場所に関しては、価格決定から流通に至る様相を、史料に基づいてある程度具体的に論じることができた。しかしそれ以外の地域、特に近世の日本海側地域での状況はほとんど把握できていない。今後調査を進め、別稿を用意する予定である。

具体的にはまず、明治期におけるアットゥシ産出に関する従来の歴史研究・アイヌ文化研究の議論を整理し、あわせて本稿の作業課題の位置づけを述べる。次に、『開拓使事業報告』⁽⁴⁾等を主たる資料として、この時期のアットゥシの産出状況を整理し、そのうえで今後の課題としていくつかの論点を提起したい。

2 従来の研究

アットゥシは従来、アイヌの伝統文化に関する研究の中で取り上げられることがほとんどであり、歴史研究においても、いわゆる近世における産物や取引に言及する中で登場する機会が多い。

近代史の研究では、アットゥシのみならず伝統文化の要素とされる事柄について取り上げたものは少なく、あったとしても①工芸品の歴史に焦点を合わせた研究において、土産物等の一つとして取り上げる、②明治維新以降のアイヌの伝統文化に関する抑圧・禁止を指摘する、といういずれかの文脈において登場するのみである。

①のケースでは、たとえば齋藤玲子「北方民族文化研究における観光人類学的視点(1)」⁽⁵⁾があり、明治時代に「漁場あるいは農業の閑散期におけるアイヌに対する保護・授産策として工芸品製作が奨励された」事例との関連で、アットゥシ生産を観光と結びつけた工芸品製作の視点からとらえようとしている。しかし、アットゥシ自体に対象を絞った考察とはなっていない。

②のケースでも、アットゥシそのものを題材とした研究はみられないが、わずかに言及されている例としては、管見の限り、永井秀夫・大庭幸生(編)『北海道の百年』⁽⁶⁾がある。そこでは1877(明治10)年7月の「綱繩及ヒ衣類ニ製スヘキ柳菩提樹皮土人共是迄剥取来候処剥取候後本木其儘手入無之ヨリ畢竟立枯致漸次右品類減耗候條以来剥取候ハ本木根元ヨリ切倒シ萌芽ヲシテ成木候様厚注意スヘシ」⁽⁷⁾という達を挙げ、「このかぎりでは、アイヌによる木皮の剥取りを認めているようにも思われるが(中略)むしろ開拓使の意図は(中略)それを禁止する点に重点があった」として、1873(明治6)年6月の「村々於テ山林樺皮菩提樹皮向後猥ニ剥取候義決テ相成ラス」⁽⁸⁾との布達を引く。そのうえで「樺皮などの木皮類は、「綱繩」やアツシ(樹皮繊維でつくられた衣服)などの衣類を製作する原料であり、これまたアイヌの日常生活において必要不可欠であった。これらがすべて禁止された以上、近代社会においてアイヌ民族が生きのびる唯一の方向は、狩猟・漁労中心の伝統的生活を放棄して、経験のまったくない農耕への道を歩むことしかなかった」と述べる。

(4) 大蔵省編『開拓使事業報告』第三編、大蔵省、1885(復刻版、北海道出版企画センター、1984)。

(5) 齋藤玲子「北方民族文化研究における観光人類学的視点(1)―江戸～大正におけるアイヌの場合―」『北海道立北方民族博物館研究紀要』第3号、北海道立北方民族博物館、1994。

(6) 同前『北海道の百年』、p. 208～209、この部分は桑原真人による執筆。

(7) 大蔵省編『開拓使事業報告 附録布令類聚』上編、大蔵省、1885(復刻版、北海道出版企画センター、1984) p. 429。「綱繩及ヒ衣類ニ製スヘキ柳菩提樹皮」だけではアットゥシの原料かどうか判断できないが、同じ内容の「綱繩及衣類ニ製スベキ柳樞厚子皮土人共剥取ノ本木切倒ノ義論達方ノ件」(『諸達類補欠』北海道立文書館<1882>)という達も存在する。立ち枯れを防ぐために樹皮を剥ぎ取った後は木を切り倒し“ひこばえ”を生えさせようとする趣旨である。

(8) 同前『開拓使事業報告 附録布令類聚』上編、p. 409。

すなわち、森林資源の保護を理由に開拓使によってアットゥシの原料を含む樹皮の採取が禁止されたことを述べ、かつこれをアイヌの伝統的な生活基盤の抑圧・剥奪という文脈の中に位置付けるものである。

筆者も、大局的には確かにこのような捉え方が可能だと考える⁽⁹⁾。しかし、この1873(明治6)年の布達の意図をただちにアットゥシの原料採取に対する禁止に結びつけることには、多少無理があるように思える⁽¹⁰⁾。また、たとえば札幌本庁管下ではオヒョウの樹皮はむしろ1876(明治9)年から産出が記録され始め、翌年の5,528貫目をピークとした後一気に減少するものの、開拓使の廃止に至るまで一貫して1,000貫目以上の産出を続けている⁽¹¹⁾。シナノキ、ヤナギ、カバ等の樹皮も明治10年代に入り減少傾向にはあるが、同じく産出され続けた点⁽¹²⁾を考えるならば、この布達以降ただちに樹皮の採取が困難な状況が生じたとは思えない。

このような開拓使による布令や布達をもって実態を語ろうとする方法は、従来のアイヌ史研究でしばしば用いられてきたが、その問題点は近年の近代アイヌ史研究でも指摘され、「実態に踏み込んだ議論」⁽¹³⁾が提唱され始めている。筆者もこのような指摘に賛同し、自らの研究の課題と受けとめていることから、本研究においても可能な限り近代の北海道におけるアットゥシ産出の実態を解明するための調査研究作業を蓄積したいと考えている。

このような視点に立った場合、一般には当時の風俗を描いた文献や紀行文、あるいは新聞記事や地方官吏の報告書など様々な分野の資料を用いて、当時の実状を把握する作業が有効かつ不可欠であるが、本稿ではそのような資料調査を行なう前の予備的作業として、統計資料に基づいて各地のアットゥシの産出高をまとめることにした⁽¹⁴⁾。そのことにより、アットゥシが当時の北海道においてどのような位置付けにあり、産出状況はどのように変化しているか等、基礎的な事実関係を整理したうえで俯瞰的に把握することが可能となり、今後の研究の進捗において有益であると考えたからである。

(9) たとえば、1902(明治35)年には沙流川流域の平取においても「常にアッシを着する者は、殆ど皆無にして、吾人と同様飛白の単衣物を着す」という状況が出現しており、その原因について「此れ官林の伐木愈々厳となれるを以て、アッシ製造の原料たる、オヒョウの皮を得る事、容易ならざるに至れるを以てなり」という古老の言が引かれている(松村瞭「北海道旅行記」『東京人類学会雑誌』第17巻第198号、東京人類学会、1902、p. 472)。この記述については、高倉新一郎が『新版アイヌ政策史』(三一書房、1972、p. 523)で引用している。

(10) この布達を公布したのは函館支庁であり、『新撰北海道史』第三巻(北海道庁、1937、復刻版、清文堂出版株式会社、1990)は、この直前の3月に同じく函館支庁で公布された「山林仮規則」における「樹皮剥取」の制限は、函館地方の樹林保護を目途としたものだとしている(p. 553)。また、後述するように函館支庁管内でのアットゥシの産出は些少である点、シラカバやダケカンバをはじめとするカバノキ属の樹皮からアットゥシを製作することはない点、ポダイジュ科のシナノキをさす「菩提樹」は、アットゥシの重要な素材の一つではあるが、同時に縄や漁網の素材でもあった点などが、筆者の判断の根拠である。

(11) 前掲『開拓使事業報告』第三編、p. 44、68。もっとも、これらのオヒョウの樹皮がはたしてアットゥシの原料として用いられるのか、あるいはそうだとしてもそれらがどのように生産者へ供給されたのか、開拓使の許可を得て採取したものなのか、など様々な疑問が生じるが、委細は現段階では不明である。

(12) 同前、p. 44~45、68、128~129、190~191、204~206。

(13) 山田伸一「開拓使による狩猟規制とアイヌ民族—毒矢猟の禁止を中心に—」『北海道開拓記念館研究紀要』第29号、2001、p. 207。この論文自体、公文書史料を利用しつつ、この点に対する明確な目的意識のもとで執筆されている。

(14) このような作業例としては、田中実による「資料渉猟余澤(その一)—明治初期の厚子産出高を主として—」(『北の青嵐』、2002. 11. 1)があり、「第二期報告書記載之海陸産物」(北海道立文書館〈2457〉)に基づき、明治

3 本稿におけるアットゥシの定義

ここで、本稿におけるアットゥシの概念を明確にしておきたい。前稿において筆者は、近世の文献・史料の記述に基づくならば、アットゥシとはオヒョウをはじめとする数種類の樹木の韌皮繊維およびイラクサの韌皮繊維を素材とした織物および衣服であると定義した。しかし、「木皮を以てするをアツシと云て〔略〕草にて織をヨタラへと云」⁽¹⁵⁾という理解が当時は一般的であり、「厚子」「厚司」などと書かれる樹皮衣の中に草皮衣がなんの断りもないまま含まれているケースはほとんどないと考えられることから、近世の産出量や価格の比較を行なう作業においては、対象をより明確にするためアットゥシを木本の韌皮繊維で作ったものに限定し、イラクサ製の織物や衣服とは区別した。

近代に入っても、基本的にはこのような実際の理解に大きな変化はなかったと考えられる。開拓使によるアットゥシの明確な定義は未見であるが、1881（明治14）年の『北海道開拓雑誌』⁽¹⁶⁾におけるアイヌに関する民族誌的記述の中では、アットゥシについて「おひよう」や「赤たも」の「稍内部にある膜皮」を加工すると記されている点から、近世のアットゥシと同一物であることが確認できるとともに、やはり木本の韌皮繊維から作られた織物や衣服という理解が一般的だったことがわかる。

その点を確認したうえで、今回基本資料として用いる『開拓使事業報告』等、いくつかの統計書におけるアットゥシ関連記述には、近世との相違点も若干見られることをおさえておきたい。まず第一に「厚緹」あるいは「緹緹」という漢字表記が用いられている点が挙げられる。これは管見の限り、近世においては見られない表記である⁽¹⁷⁾。「厚緹」については、早い時期の用例として『開拓使一覧概表 明治九年』⁽¹⁸⁾において、函館支庁管下の製造物一覧の中に記載があるほか、これと書式の類似した『函館県統計表 明治十五年』⁽¹⁹⁾中にもみられる。統計書以外にも、前掲の『北海道開拓雑誌』においては「概ね厚緹を以て常衣とす」との記述がみられる。「緹緹」は同じく『開

9年7月から10年6月までの各郡のアットゥシ産出高が一覧表の形で提示されている。田中の一覧は札幌本庁管轄の17郡の郡ごとの産出数量および十勝全国の総産出数量に限定されており、北海道全域を網羅したものとはなっていないが、そこに示された産出量は筆者の予想を超えた数量であった。今回筆者が、近世において未解決の課題を多く残しつつもあえて、明治期のアットゥシ産出の様相を概括的に把握しようと考えたのは、田中の報告の影響が大きかったといえる。

(15) 松浦武四郎（著）秋葉実（翻刻・編）『蝦夷山海名産図会』『松浦武四郎選集』二、北海道出版企画センター、1997、p. 196。

(16) 『北海道開拓雑誌』第四十二号、学農社雑誌局、1881、p. 426。黒井茂氏のご教示による。

(17) ただし、松浦武四郎の『蝦夷葉那誌』（1850、吉田武三『評伝松浦武四郎』三省堂、1963、p. 371）には「緹緹」の表記がみえる。

(18) 『開拓使一覧概表 明治九年』1877。札幌本庁、函館支庁ともに製造物一覧に名称が記載されるだけで、産出高の数値はない。その後、『開拓使一覧概表 明治十一年』まで同じような様式の統計表が刊行されているが、アットゥシについては同様の記述が続く。なお、この『開拓使一覧概表』が「本道において統計を編纂し、それを年度毎に公的に刊行しはじめた」最も早い時期のものとする（北海道立図書館北方資料室「北海道統計書の紹介」『北海道立図書館報』No.70、北海道立図書館、1972）。

(19) 『函館県統計表 明治十五年』函館県、1885。

拓使一覧概表『明治九年』の札幌本庁管下製造物として記載されるほか、後の『札幌県統計書 明治十六年』⁽²⁰⁾などでも用いられており、根室支庁の統計書中にも散見できる⁽²¹⁾。

この「総緞」については諸橋轍次『大漢和辞典』⁽²²⁾に「【総緞】 あつし。木皮布」との説明があり、用例として「宋史、蛮夷黎洞伝」の「婦人服_一総緞_一、績_一木皮_一為_レ布」が引かれている。ここから、「総緞」は、樹皮衣としての意味をより明確に表現した用語であることがうかがえる。一方「厚緞」の方は、アイヌ語のアットゥシattusに由来する従来の「厚子」「厚司」という名称の音を踏襲しつつ、樹皮衣としての意味をも強調するものとして用いられたのではないかと筆者は考える。

この時期、他の公文書には「厚子」や「アツシ」という表記が散見できるにもかかわらず、特に『開拓使事業報告』および、それを作成する際の下敷きになっている公文書類や原稿において、ほぼ一貫して「厚緞」が用いられている点には、編纂側のなんらかの明確な意図が感じられ、この点については今後も考察すべき課題としたい⁽²³⁾。

第二に、主として衣服用に生産されたものについては、産出高の単位の多くが「反」、あるいは「匹」になっていることである。近世においては「反」と「枚」が混在しているが、どちらかというところ、衣服として縫製したことを意味する「枚」で表されているケースが多いように思われる。これに対し、たとえば『開拓使事業報告』の基データとして根室支庁が作成した「釧路郡陸産表」⁽²⁴⁾では、当初はすべて「貫目」を単位として記述されていたが、「織物都テ反トス」⁽²⁵⁾との開拓使の方針に従い、すべて「反」に換算した数値に朱書きで訂正されている。もちろん、衣服一枚を作るために要する布の量が一反とされているのであって、両者に量的な差異はないと考えられるが、仮に縫製された衣服が多数を占めるものならば「枚」で数えた方がはるかに簡便である。「反」が基本単位になったということは、反物の形での産出・流通が多くを占めるようになったことを意味しており、「初稿」において当初「枚」ではなく「貫目」が用いられていたこともまた、その証左といえるのではないかと考える。もっとも現段階までの筆者の調査では、1829(文政12)年に戸勝場所⁽²⁶⁾で280枚と記されて以降、産出高を具体的数値で表した資料を目にしていないことから、このような状況への移行が近世末期に進行した可能性もあり、明治期になってはじめて出現したと考えることは早計であろう。

(20) 『札幌県統計書 明治十六年』札幌県、1885。

(21) 『開拓使根室支庁統計材料』北海道立文書館〈2334〉。

(22) 諸橋轍次『大漢和辞典』巻八、大修館書店、1958、p. 1125。

(23) 前稿でも触れたように、当時、アイヌのアットゥシにヒントを得て大阪地方で作られた厚手の木綿織物が「厚司」という名称で生産されており、それらと区別する必要が生じたことなども可能性として念頭に置きたい。大阪産の「厚子」の創出時期を1882(明治15)年とする説には、前稿でも若干の疑義を呈したが、たとえば、同年5月1日に徳島県の海域で船から転落した大阪府天王寺村の男の人相書きがあり、衣類として「木綿紺縦縞男袴」の次に「同紺ト白トノアツシ」とある(『漂着物届綴』北海道立文書館〈7352〉)。文脈から考えて後者の「同」は木綿を意味すると思われる。もちろんこの一例で断定はできないが、すでにこの時期には特定の木綿衣が「アツシ」と称され、但し書きもつけずに一般的な広域人相書きに記載されるような状況が出現していたことも想定され、今後も調査を続けたいと考えている。

(24) 「釧路郡陸産表」『開拓使事業報告原稿』北海道立文書館〈7173〉。

(25) 「札幌物産部陸産表初稿」『開拓使事業報告 第五 物産部：陸産原稿 札幌本庁』北海道立文書館〈7206〉。

(26) 「戸勝御場所出荷物売仕切」(1829)『福島屋文書』市立函館図書館〈0030 - 512 - 4007〉。

第三には、厚総の中に、帯、前掛け、脚絆など、樹皮製の織物を素材としたいくつかの製品が含まれている点である。もちろん、単に厚総と記されているものが帯をさしているというような状況は考えにくい、たとえば厚総の産出額には、そのようなアットゥシを素材とした製品の金額が含まれている。

まとめるならば、本稿で取り上げる近代の統計資料においても、アットゥシは依然として木本の鞣皮繊維から作られた織物や衣服を意味する。「厚総」「総縷」などの表記はその点を強調したものと考えられる。しかし、近世の史料では、アットゥシとは裁断・縫製され文様を縫い付けた衣服をさす場合も多かったのに対し、ここでは、織られた布、すなわち縫製される前の素材としての状態が基本となっているなど、いくつかの相違点もみられる。

I 統計値にみる産出の状況

明治期に入り1869（明治2）年6月、版籍奉還が行なわれ、7月には開拓使が設置された。さらに8月には近代統一国家の行政区画としての北海道が創出され、11の国と86の郡が置かれた。1872（明治5）年には、開拓使管下に札幌本庁・函館支庁・根室支庁が設けられ、この時期は一般的に「開拓使時代」と称される。1882（明治15）年、開拓使の廃止とともに、函館県・札幌県・根室県の三県が設置され、翌年には北海道事業管理局が設置された。これらの機関名からこの時期は「三県一局時代」と称される。三県一局時代は数年で終わり、1886（明治19）年には「北海道庁」の時代を迎えることになる。

本稿は、官庁統計資料の整理を主題とするものであることから、作成主体である行政官庁のこのような変遷にしたがいつつ、それぞれの時期における中心的な統計資料について考察していきたい。

1 開拓使時代

(1) 開拓使時代の主な統計書とその特徴

この項で用いる統計資料は次の3種類である。以下、それぞれの性格や特徴、本稿で利用する理由などを述べることにする。

1) 『開拓使事業報告』

1885（明治18）年、開拓使の施政・事業の全貌をまとめた報告書として編纂・刊行されたものである⁽²⁷⁾。本編4,042ページ、附録2,518ページのこの膨大な報告書については、「開拓使からみた開拓使による事業の、旧開拓使吏員の手になる成果の報告」⁽²⁸⁾にほかならず「民間人」の活動の状況

(27) 以下、『開拓使事業報告』の性格やその編纂過程については、北海道総務部行政資料室（編）『北海道所蔵簿書件名目録』第3部（1971）の解題および『北海道大百科事典』（北海道新聞社、1981）に拠った。

(28) 前掲『北海道所蔵簿書件名目録』第3部、p. 8。

が明らかにされていないという制約性を指摘する声はあるものの、この時期の北海道の状況を理解するための統計としては最も信頼に足る基本的な資料であると同時に、「これによって開拓使の各分野にわたる成果をトータルに理解することができ」⁽²⁹⁾と評価されてきた。このような理由から、本稿においてもこの時代を考察する際の一義的資料と考へ、利用することにする。

2) 『開拓使事業報告材料』および『開拓使事業報告原稿』

『開拓使事業報告』は、北海道の各支庁によって作成された統計資料、すなわち『開拓使事業報告材料』および『開拓使事業報告原稿』に基づいて編纂された。『一材料』は、各本支庁において、課の各事業単位ごとに作成した報告およびそれを各庁ごとに集約整理して、在京の報告書取調方に送付したものであり、『一原稿』はそれを加工・編集して最終原稿に仕上げる過程のものである⁽³⁰⁾。それらが各地方レベルでどのように収集された資料に基づいているかについては、管見の限り不明であるが⁽³¹⁾、支庁管下の各国、さらには各郡単位での年次統計表が数多く含まれており、『開拓使事業報告』に比べ、対象地域をより狭い範囲で絞込むことができる資料といえる。

3) 『諸物産表 明治十三、十四年』

1880 (明治13) 年および1881 (明治14) 年の物産産出状況を、郡村単位でまとめた統計書が『諸物産表 明治十三、十四年』(以下『諸物産表』とする)である。1年は1月～6月、7月～12月の2期に分けられ、村ごとに2年間で4冊の統計書が作成されていることになるが、管見の限り全てが揃って現存している地域はない。この『諸物産表』がどのような目的で作成され、『開拓使事業報告』とどのような関係にあるのか等、現段階の筆者には不明な点が多く今後の調査の必要を感じているが、当時の各村の状況を詳細に把握できる第一級の資料といえることから、次章で考察を加えることにする。

(2) 『開拓使事業報告』に基づく各庁の産出高

まず『開拓使事業報告』に基づいて全般的状況を把握してみたい。『開拓使事業報告』は5編18章目で構成されており、アットゥシの産出に関する記述は「第三編 物産」における「陸産」中の「織物」に含まれる。以下、「厚総」の産出高を各庁ごとにまとめる。最初に各庁における全般的な産出状況についての記述を引用し、次に統計数値を表形式で記載する。

前述のように、『開拓使事業報告』の「厚総」の項目は「衣」⁽³²⁾、「帯」、「前掛」、「脚絆」等の細目に分けられている⁽³³⁾。数値は原資料では縦書きの漢数字で記されているが、すべて横書きの算用数字に換えた。紙幅の都合から西暦表記を省略し、たとえば1873 (明治6) 年は「M6」と表記し

(29) 鈴江英一『開拓使文書を読む』雄山閣、1989、p. 171。

(30) 前掲『北海道所蔵簿書件名目録』第3部、p. 11～12。

(31) 『事業報告書往復』(北海道立文書館〈7131〉)には「開拓使事業報告書編輯例則」が記載されており、手がかかりになる記述を探してみたが、基礎データの収集に関する詳細はやはり不明である。

(32) 前述のように単位は反であり、縫製された衣服というよりもむしろ、衣服用の織物という意味だと考えられる。

(33) 札幌本庁の「厚総」の項目にはさらに「敷物」が含まれているが、これは根室支庁では「厚総」の直後に別項目が設けられている「キナ箆」をさしていると考えられる。「キナ箆」は一般にはガマやスゲなどの草本を編んで作った箆のことであり、「厚総」の中を含めたのは編纂の際の誤りだと思われる。

た（以下、すべての表において同様である）。「戸数・人口」はアイヌの戸数および人口を意味し、「総戸数・総人口」は和人の本籍者を含めた総数である。いずれも『開拓使事業報告』第一編⁽³⁴⁾「戸籍」に拠った（以下、同様である）。

1) 札幌本庁

〔厚総〕石狩国札幌ヲ第一トシ胆振国千歳勇払之ニ次キ後志日高北見三国ハ僅少ナリ⁽³⁵⁾

年	戸数・人口 総戸数・総人口				衣			帯		
	戸数	人口	総戸数	総人口	反数	通価	一反価	筋数	通価	一筋価
M 6	2,614	12,049	9,787	38,668	1,352 ^反	724.500 ^円	0.543 ^円	0	0	0
7	2,636	12,150	9,893	39,421	533	427.980	0.803	0	0	0
8	2,670	12,998	10,849	42,335	2,689	2,521.000	0.904	1,500 ^筋	250.000 ^円	0.167 ^円
9	3,003	13,047	11,025	44,734	9,963	7,902.800	0.792	7,860	917.010	0.117
10	2,890	12,939	11,567	45,943	6,868	4,700.459	0.684	5,446	766.252	0.141
11	2,886	13,026	11,675	48,087	8,351	4,668.994	0.559	3,427	458.313	0.134
12	2,882	12,951	11,825	50,671	9,824	4,704.827	0.479	2,622	357.890	0.136
13	2,734	13,015	12,036	53,561	7,526	6,073.482	0.807	1,523	273.002	0.179
14	2,761	12,862	12,804	58,685	5,621	7,707.284	1.371	2,423	552.230	0.228

年	前掛			脚絆		
	枚数	通価	一枚価	足数	通価	一足価
M 6	0	0	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0	0
8	0	0	0	0	0	0
9	869 ^枚	305.543 ^円	0.352 ^円	127 ^足	13.350 ^円	0.105 ^円
10	2,371	580.184	0.245	2,810	457.749	0.163
11	1,288	330.644	0.257	4,910	557.923	0.114
12	746	204.690	0.288	1,793	312.200	0.174
13	1,124	466.230	0.415	812	239.459	0.258
14	1,428	627.500	0.439	1,399	425.780	0.304

(34) 大蔵省編『開拓使事業報告』第一編、大蔵省、1885（復刻版、北海道出版企画センター、1984）、p. 551。

(35) 前掲『開拓使事業報告』第三編、p. 33。表は p. 54、79。

2) 函館支庁

〔厚総〕 山越郡ヲ最トス太櫓瀬棚モ時トシテ織ル者アリ⁽³⁶⁾

	戸数・人口		総戸数・総人口 ⁽³⁷⁾		衣			帯		
	戸数	人口	総戸数	総人口	枚数 ⁽³⁸⁾	通価 円	一枚価 円	筋数 ⁽³⁹⁾	通価 円	一筋価 円
M 8	181	724	20,629	102,859	130	120,000	0.923	100	10,000	0.100
9	179	718	20,484	104,108	90	76,500	0.850	50	3,500	0.070
10	171	698	20,874	104,616	152 ⁽³⁹⁾	151,050	0.915	103	7,210	0.070
11	166	685	20,617	105,981	152	137,311	0.903	69	5,520	0.080
12	161	690	21,403	107,931	215	219,150	1.019	98	7,840	0.080
13	163	669	20,028	109,582	145	253,750	1.750	102	9,180	0.090
14	164	663	20,895	114,144	35	61,250	1.750	89	9,790	0.110

	前掛			脚絆		
	枚数 ⁽³⁸⁾	通価 円	一枚価 円	足数 ⁽³⁹⁾	通価 円	一足価 円
M 8	170	51,000	0.300	75	18,750	0.250
9	430	129,000	0.300	140	35,000	0.250
10	600	180,000	0.300	203	50,750	0.250
11	520	166,400	0.320	156	40,560	0.260
12	382	118,420	0.310	191	49,660	0.260
13	470	141,000	0.300	171	47,025	0.275
14	322	112,700	0.350	153	42,075	0.275

3) 根室支庁

〔厚総〕 根室野付標津目梨釧路白糠厚岸川上阿寒網走各郡ニ製ス網走土人織ル所ノモノ蝦夷第一ノ上品トス織出モ亦多シ釧路阿寒川上之ニ次ク⁽⁴⁰⁾

(36) 同前『開拓使事業報告』第三編、p. 118。表は p. 136。

(37) 前掲『開拓使事業報告』第一編、p. 583。

(38) 函館支庁は「枚」を単位としている。

(39) 『開拓使事業報告原稿』（北海道立文書館〈7187〉）の「物産表」には165とある。転記の際の誤りかもしれない。

(40) 同前『開拓使事業報告』第三編、p. 186。表は p. 198、214。

	戸数・人口 総戸数・総人口 ⁽⁴²⁾				⁽⁴¹⁾ 衣			帯		
					反数	通価	一枚価	筋数	通価	一筋価
M 3	68	256	92	359	99 ^反	111.000 ^円	1.121 ^円	32 ^筋	4.800 ^円	0.150 ^円
4	804	3,505	828	3,610	111	129.000	1.162	35	5.200	0.149
5	814	3,509	1,115	3,899	358	197.500	0.552	92	28.500	0.310
6	798	3,472	952	4,105	4,403	1,820.500	0.413	97	29.150	0.301
7	795	3,430	1,054	5,486	2,821	1,290.600	0.457	105	30.750	0.293
8	789	3,388	983	4,351	3,311	2,267.250	0.685	112	37.750	0.337
9	811	3,406	1,070	4,496	3,563	1,660.900	0.466	108	42.300	0.392
10	799	3,309	1,080	4,586	4,736	1,921.500	0.406	116	37.590	0.324
11	827	3,387	1,087	4,507	3,405	1,519.950	0.446	100	30.900	0.309
12	855	3,431	1,168	4,879	2,767	1,341.700	0.485	114	36.500	0.329
13	838	3,440	1,190	5,100	4,019	1,734.000	0.431	110	43.250	0.393
14	834	3,417	1,257	5,380	3,531	1,602.500	0.454	127	39.500	0.311

	前掛			脚絆		
	枚数	通価	一枚価	足数	通価	一足価
M 3	46 ^枚	18.800 ^円	0.409 ^円	40 ^足	12.000 ^円	0.300 ^円
4	60	25.000	0.417	47	14.100	0.300
5	165	66.950	0.406	268	80.400	0.300
6	2,449	323.050	0.119	174	52.200	0.300
7	2,761	503.400	0.172	103	79.800	0.775
8	2,360	257.950	0.093	223	91.200	0.409
9	2,451	346.350	0.141	183	59.900	0.316
10	4,018	333.450	0.083	264	85.200	0.319
11	2,874	264.950	0.090	166	54.550	0.329
12	2,928	327.390	0.112	277	128.500	0.464
13	3,828	343.350	0.090	273	126.500	0.463
14	2,976	299.800	0.101	270	122.500	0.454

(41) 根室支庁では、「衣」に相当する名称として項目名と同じ「厚総」が用いられているが、他との統一を考えて「衣」とした。

(42) 前掲『開拓使事業報告』第一編、p. 611。

4) 北海道全体

『開拓使事業報告』には「織物類」の総計値が記載されているが、その中には当時の北海道で製造された数種類の織物も含まれているため、ここではそれらを除外し、上記1)～3)の総計値を一覧表にして提示する。ただし、全本支庁の統計が出揃う1875(明治8)年からとする。一反当たりの価格は、その年の全道平均を筆者が算出したものである。

	戸数・人口 ⁽⁴³⁾ 総戸数・総人口				衣			帯		
					反数 _反	通価 _円	一枚価 _円	筋数 _筋	通価 _円	一筋価 _円
M 8	3,640	17,110	32,461	149,545	6,130	4,908.250	0.801	1,712	297.750	0.174
9	3,993	17,171	32,579	153,338	13,616	9,640.200	0.708	8,018	962.810	0.120
10	3,860	16,946	33,521	155,145	11,756	6,773.009	0.576	5,665	811.052	0.143
11	3,879	17,098	33,379	158,575	11,908	6,265.677	0.489	3,596	494.733	0.138
12	3,898	17,072	34,396	163,481	12,806	4,923.977	0.386	2,834	402.230	0.142
13	3,735	17,124	33,254	168,243	11,690	8,061.232	0.689	1,735	325.432	0.188
14	3,759	16,942	34,956	178,209	9,187	9,371.034	1.020	2,639	601.520	0.228

	前掛			脚絆		
	枚数 _枚	通価 _円	一枚価 _円	足数 _足	通価 _円	一足価 _円
M 8	2,530	308.950	0.122	298	109.950	0.369
9	3,750	780.893	0.208	450	108.250	0.241
10	6,989	1,093.634	0.156	3,277	593.699	0.181
11	4,682	761.994	0.163	5,232	653.033	0.123
12	4,056	650.500	0.160	2,261	490.360	0.216
13	5,422	950.580	0.175	1,256	412.984	0.328
14	4,726	1,040.000	0.220	1,822	590.355	0.324

(3) 『開拓使事業報告原稿』等に基づく各郡の産出高

次に、郡別の統計が残っている地域でのアットゥシの産出状況を整理したい。依拠した資料は、主として前述の『開拓使事業報告材料』および『開拓使事業報告原稿』であるが、札幌本庁については、『開拓使事業報告原稿』の中に統計を見いだすことができなかつたため、一般の簿書から引用する。

(43) 『開拓使事業報告』第一編には、北海道全体の総計は記されていないため、「戸数・人口」「総戸数・総人口」ともに、筆者による1)～3)の総計である。

1) 札幌本庁

札幌本庁の管轄地域は当初は、石狩国9郡、後志国9郡、胆振国7郡の25郡だったが、1874（明治7）年に日高国7郡、十勝国7郡の14郡を編入、翌年には天塩国6郡、北見国4郡の10郡を編入している。

現時点では、これらすべての郡の統計を確認できていないわけではない。また、年次的にも、1878（明治11）年および1881（明治14）年の2年のみである。両年を並べて表を作成した。産出高の単位は反と枚が混在しているため、それぞれの数値に付した。空欄は産出されていないということではなく、アットゥシ関連の記載がないということの意味する。

郡村名の表記は原資料に従った（以下、すべての表において同様である）。

国	郡	M11 ⁽⁴⁴⁾				M14 ⁽⁴⁵⁾					
		戸数・人口 ⁽⁴⁶⁾		反数	価格	戸数・人口		反数	価格		
石狩	浜益	46	166	厚子	60反	72.00					
後志	余市	53	281	厚子	30枚	30.00					
	積丹	20	53	厚子	10反	15.00					
胆振	虻田	135	517	厚子	150反	97.50 ⁽⁴⁷⁾	131	524	総纏	376反	595.20
	有珠	116	528	厚子	150反	135.00	127	482	総纏	178反	278.03
室蘭				帯	100筋	20.00					
	幌別	65	253	厚子	30反	19.50	67	267	総纏	69反	138.00
白老				帯	30筋	5.40					
勇払											
	白老	133	470	厚子	31反	24.80					
				帯	70本	4.27					
	前掛				77枚	13.77					
勇払											
	勇払	230	994	厚子	828反	621.00					
				帯	532筋	42.56					
	前掛				264枚	97.57					

(44) 『第二期報告書記載之海陸産物』北海道立文書館<2457>。田中実の一覧表もこの資料に基づいたものである。

(45) 「明治十四年物産表」『開拓使事業報告 第五 物産部：陸産原稿 札幌本庁』北海道立文書館 <7206>。

(46) 前掲『開拓使事業報告』第一編、p. 567～576。同資料には、アイヌの戸数・人口についての郡別の記載はあるが、和人も含めた郡別統計値はみえないため、総戸数・総人口は不明である。以下同様である。

(47) 虻田、有珠、幌別は総額ではなく1反当たりの金額で記載されている。ここでは他と揃えるために筆者が総額に換算した。原資料では厚子1反に付き、虻田65銭、有珠90銭、幌別65銭である。帯はすべて18銭である。

	千歳	71	238	厚子	1,700反	2,040.00					
				帯	1,700筋	740.00					
				前掛	9,005枚	47.60					
日高	沙流	370	1,651	厚子	162反	81.00					
	新冠	137	549	厚子	150反	75.00					
	静内	301	1,501	厚子	708反	495.60					
	三石	63	334	厚子	185枚	138.75					
	浦河	152	1,019	厚子	242枚	181.50					
	様似	56	143	厚子	90枚	67.50					
十勝	広尾	45	184				42	182	総纏	10反	5.00
	十勝	38	149				36	137	総纏	114反	66.60
	河東	44	230				40	220	総纏	527反	316.20
	河西	42	242	厚子	480枚 ⁽⁴⁸⁾	360.00	39	238	総纏	427反	256.50
	中川	85	563				77	558	総纏	1,131反	680.60
	上川	16	105				14	104	総纏	155反	93.00
北見	宗谷	48	195	厚子	45反	22.50					
	枝幸	35	138	厚子	15反	7.50					

2) 函館支庁

函館支庁の管轄地域は、渡島国7郡、後志国8郡の2国15郡である。『開拓使事業報告』には「山越郡ヲ最トス太櫓瀬棚モ時トシテ織ル者アリ」とあり、アットウシの産出は僅少である。年次の数値は確認できていないが、たとえば『開拓使事業報告原稿』における1881（明治14）年の統計表⁽⁴⁹⁾では15郡のうち厚総の欄に記入がみられるのは山越郡の80反のみである⁽⁵⁰⁾。

3) 根室支庁

根室支庁の管轄地域は、釧路国7郡、根室国5郡、北見国4郡、千島国5郡の4国21郡である。『開拓使事業報告原稿』の書式は『開拓使事業報告』に準じており、まず根室支庁の全般的な産出状況について「〔厚総〕標津目梨釧路白糖厚岸川上阿寒足寄斜里網走常呂紋別各郡ニ織ル品位ハ網走土人ノ織ル所蝦夷第一ノ上品トシ且織出又多ク釧路川上之ニ次ク」と述べているが、『開拓使事業報告』に記載されていない足寄・斜里・常呂・紋別の地名がある一方で、根室・野付の地名はみえないなど若干の差異がみられる。

以下、各国ごとに郡別産出高を提示する。

(48) 480枚、360円は十勝国全体での産出量である。

(49) 「底稿陸産部沿革」『開拓使事業報告原稿』北海道立文書館〈7187〉。

(50) 前掲『開拓使事業報告』第三編の1881（明治14）年の産出高は35反になっており、誤差の原因は不明である。しかし、巻末掲載の『諸物産表』における明治14年の産出高は1期が50反、2期が30反であり、符合している。

i 釧路国

釧路国管下7郡のうち釧路・白糠・川上・阿寒・厚岸の5郡について、1873(明治6)年から1881(明治14)年までの統計が残されている⁽⁵¹⁾。ここでは衣服用の織物を意味する「厚総」の反数と「前掛」の枚数だけが示されている。

	釧路郡						白糠郡					
	戸数・人口 ⁽⁵²⁾		厚総		前掛		戸数・人口		厚総		前掛	
			数量	通価	数量	通価			数量	通価	数量	通価
M 6	153	584	400	140.00	500	37.50	68	370	200	63.00	333	22.50
7	153	584	333	125.00	600	49.50	68	370	133	40.00	200	15.00
8	153	584	600	244.00	520	46.80	68	370	333	81.50	467	38.50
9	153	584	527	197.50	600	54.00	68	370	267	90.00	200	16.50
10	153	584	413	142.60	667	53.50	68	370	200	62.10	333	24.25
11	146	556	340	142.40	553	45.65	84	372	347	137.80	210	15.75
12	149	576	533	190.00	800	73.00	84	384	333	110.00	400	35.00
13	144	575	767	187.50	1267	95.00	91	384	467	175.00	533	44.00
14	139	578	587	264.00	667	60.00	91	384	200	75.00	333	27.50

	川上郡						阿寒郡					
	戸数・人口		厚総		前掛		戸数・人口		厚総		前掛	
			数量	通価	数量	通価			数量	通価	数量	通価
M 6	37	202	2,333	577.50	2,000	105.00	18	72	400	138.00	400	21.00
7	37	201	1,333	400.00	1,333	75.00	18	74	500	131.25	417	25.00
8	36	196	1,000	300.00	833	56.25	18	73	367	107.25	333	22.50
9	44	198	1,200	315.00	800	54.00	18	74	667	175.00	653	44.10
10	44	200	2,667	740.00	2,000	127.50	18	74	1,000	292.50	833	47.50
11	51	204	1,333	380.00	1,000	57.75	18	74	900	263.25	900	52.50
12	51	232	600	175.50	467	31.50	18	78	800	198.00	1,000	63.75
13	53	241	1,000	337.50	633	36.50	18	79	1,333	390.00	1,167	61.25
14	53	242	500	187.50	417	22.50	18	82	1,667	300.00	1,333	80.00

(51) 「釧路郡陸産表」「白糠郡陸産表」「川上郡陸産表」「阿寒郡陸産表」「厚岸郡陸産表」。いずれも『開拓使事業報告原稿』北海道立文書館〈7173〉。釧路国の残り2郡のうち足寄郡は、統計表はあるが厚総の欄は空白になっている。実際の産出がなかったため『開拓使事業報告』では産出状況の記述の中から郡名が削除されたものと考えられる。網尻郡に関する統計は見あたらない。当郡は1881(明治14)年に北見国網走郡に編入されたことから、網走郡の統計に含まれている可能性がある。

(52) 釧路支庁における戸数・人口は、前掲『開拓使事業報告』第一編、p.623～629に拠った。

	戸数・人口		厚岸郡			
			厚総		前掛	
			数量	通価	数量	通価
M 6	42	155	670	335.00	30	9.60
7	42	153	190	100.70	18	5.76
8	42	153	350	192.50	24	7.920
9	42	153	620	341.00	30	9.90
10	42	154	100	60.00	20	6.00
11	42	163	140	91.00	30	9.60
12	42	148	76	53.20	22	7.04
13	39	149	80	104.00	28	8.40
14	38	148	160	208.00	25	7.50

ii 根室国⁽⁵³⁾。

根室国には花咲・根室・目梨・標津・野付の5郡がある。このうち花咲郡の統計表には「厚総」の項目自体がないため割愛した。残り4郡の統計は以下の通りである。

・根室郡

	戸数・人口		厚総		帯		前掛		脚絆	
			数量	通価	数量	通価	数量	通価	数量	通価
M 5 ⁽⁵⁴⁾	27	101	220 ^反	330.0 ^円 ⁽⁵⁵⁾	50 ^本	22.5 ^円	101 ^枚	40.4 ^円	202 ^足	60.6 ^円
6	23	105	250	375.0	52	23.4	98	44.1	110	33.0
7	23	98	201	301.15	50	22.5	105	47.25	96	58.8
8	23	105	550	275.0	55	27.25	107	48.15	214	64.2
9	30	107	135	270.0	54	26.8	89	40.05	114	34.2
10	24	89	189	378.0	46	24.84	76	34.2	184	55.2
11	23	76	141	217.5	40	20.0	84	42.0	86	25.8
12	24	84	125	187.5	44	22.0	87	43.5	172	86.0
13	25	88	131	196.5	45	22.5	98	49.0	180	90.0
14	26	90	180	270.0	52	26.0	90	45.0	160	80.0

(53) 「根室郡陸産表」、「目梨郡無税陸産表」、「標津郡無税陸産表」、「野付郡無税陸産表」。いずれも『開拓使事業報告原稿』北海道立文書館 <7173>。

(54) 根室郡の明治3、4年の欄は空欄となっているため割愛した。

(55) 原資料では33円となっているが、330円の間違いだと判断した。

・目梨郡

	戸数・人口 (⁵⁶)	厚総		帯		前掛		脚絆	
		数量	通価	数量	通価	数量	通価	数量	通価
M 3		30	30.0	12	1.8	6	1.8	10	3.0
4	31 118	25	25.0	10	1.5	5	1.5	12	3.6
5	31 118	25	25.0	12	1.5	5	1.5	21	6.3
6	31 111	28	28.0	15	2.25	6	1.8	16	4.8
7	30 112	30	36.0	20	3.0	8	2.4	20	6.0
8	28 108	25	30.0	12	1.5	7	2.1	30	9.0
9	27 102	12	50.4	19	4.5	12	3.6	19	5.7
10	27 97	48	57.6	25	3.75	20	6.0	20	6.0
11	27 96	60	72.0	22	3.3	9	2.7	35	8.75
12	27 95	75	90.0	30	4.5	12	3.6	40	10.0
13	27 94	60	72.0	25	3.75	14	5.2	35	8.75
14	27 89	75	90.0	30	4.5	16	4.8	50	12.5

・標津郡

	戸数・人口	厚総		帯		前掛		脚絆	
		数量	通価	数量	通価	数量	通価	数量	通価
M 3		45	45.0	20	3.0	20	8.0	30	9.0
4	25 113	50	50.0	25	3.7	25	10.0	35	10.5
5	25 113	60	60.0	30	4.5	30	12.0	45	13.5
6	25 118	80	80.0	30	4.5	30	12.0	48	14.4
7	24 114	65	84.5	35	5.25	35	13.5	50	15.0
8	24 114	90	117.0	45	9.0	45	22.5	60	18.0
9	24 113	70	105.0	35	7.0	35	17.5	50	20.0
10	25 116	85	127.5	45	9.0	45	22.5	60	24.0
11	26 115	75	112.5	38	7.6	38	19.0	50	20.0
12	28 112	105	157.5	50	10.0	50	25.0	65	32.5
13	28 117	85	127.5	40	8.0	40	20.0	58	29.0
14	28 120	92	138.0	45	9.0	45 ⁽⁵⁷⁾	22.5	60	30.0

(56) 目梨郡の戸籍統計は明治4年から記載されており、3年の数値は不明である。次の標津郡も同様である。

(57) 原資料では450になっているが、45の間違いだと判断した。

・野付郡⁽⁵⁸⁾

	戸数・人口		厚総		前掛	
			数量	通価	数量	通価
M 3	44	151	24	36.0	20	9.0
4	43	155	36	54.0	30	13.5
5	41	144	53	79.5	29	13.05
6	41	146	42	84.0	52	31.2
7	41	148	36	72.0	45	27.0
8	41	148	46	92.0	24	13.2
9	41	150	65	117.0	32	17.6
10	41	153	34	61.2	24	12.0
11	34	153	69	103.5	40	20.0
12	34	155	120	180.0	90	45.0
13	34	154	96	144.0	48	24.0
14	34	151	70	70.0	60	30.0

iii 北見国

北見国には紋別・常呂・網走・斜里の4郡がある。上記2国のような郡別の年次統計表の存在は確認できなかったが、以下のような資料が残されている。

・北見国4郡の総産出高⁽⁵⁹⁾。

	戸数・人口		数量	通価		戸数・人口		数量	通価
M 2	⁽⁶⁰⁾		120	42.00	M 7	239	951	87	34.80
3			117	46.80	8	236	904	63	22.05
4	259	1,011	83	33.20	9	227	816	70	28.00
5	245	998	85	29.75	10	240	895	53	16.73
6	236	974	38	10.26					

(58) ここでは厚総と前掛だけが記載されている。

(59) 『開拓使根室支庁統計材料』北海道立文書館〈2334〉。

(60) 『開拓使事業報告』第一編には北見国の戸籍統計は明治4年から記載されており、2、3年の数値は不明である。

・1875（明治8）年の郡別産出高⁽⁶¹⁾。

	戸数・人口		数量	通価	一個等ノ価	一個の量目
斜里	56	214	15 ^反	4.86 ^円	0.324 ^円	2丈
網走 ⁽⁶²⁾	64	200	30	11.25	0.375	2丈2尺
紋別・常呂	116	490	20	5.50	0.275	2丈1尺

iv 千島国

千島国の統計は確認できなかった。『開拓使事業報告』における産出地域名の中には、千島国管下の郡名がみられないことから、アットゥシを産出していなかったことも考えられる。

2 三県一局時代以降

(1) 三県一局時代の主な統計資料とアットゥシ関連記述

この時期の物産産出状況に関する主たる統計書としては、次の3種類の資料を挙げておきたい。以下、それぞれの特徴およびそこにみられるアットゥシ関連記述について述べることにする。

1) 『札幌県治類典 管内物産表』および『札幌県治類典 管内各郡物産統計表』

『札幌県治類典』は、現存する札幌県文書約1,800冊のうち6割以上を占める膨大な資料群であり、札幌県文書の主要部分が編冊されたものといわれる⁽⁶³⁾。部目は各課係の職務分掌に基づいて制定され多くは決裁文書が綴られているが、部目では単に「表」となっているものや、表紙に「附録」と記された簿書も一部存在する。「表」の事例として、勸業課で編綴された「管内物産表」あるいは「管内各郡物産統計表」の副題が記された一連の簿冊がある（以下、本文ではこれらの統計表を『県治類典』と総称する。個々の簿冊については脚注の〈 〉内に北海道立文書館の簿書所蔵番号を記す）。

これらは、開拓使が廃止され三県が設置された1882（明治15）年の産出状況を、その翌年の1883（明治16）年にまとめたものである。村ごとの統計表の巻頭には同一の「凡例」が付されており、その第一項には「本表ハ戸長役場ニ於テ市村毎ニ調製シテ郡区役所ヘ差出シ郡区役所ニ於テハ別ニ每一郡区ノ統計表ヲ製シ市村表共ニ前季ハ七月三十日限り後季ハ翌年一月三十一日限り勸業課ヘ差出スヘシ」、第二項には「本表ハ毎年各郡村産物ノ多寡ヲ比較シテ其豊凶優劣ヲ示シテ勸業上ノ参考ニ供スルモノナレバ極メテ着実精密ノ調査ヲ要ス」とある。これらの記述から、札幌県勸業

(61) 『北見四郡産物調書留』北海道立文書館〈1895〉。

(62) 原資料には「網尻」と書かれているが、網尻郡は当時はまだ編入されておらず釧路国管下でありことから、網走の間違いだと判断した。

(63) 以下、『札幌県治類典』の概要に関する記述は、次の文献に拠った。佐藤京子「札幌県の文書編纂」『研究紀要』第9号、北海道立文書館、1994。『北海道立文書館所蔵公文書件名目録 12 札幌県治類典(1)』北海道立文書館、1996。

課の監督指導のもとに体系的に行なわれた、確度の高い統計であることがうかがえる。

しかし、項目など全般的な書式は前年の『諸物産表』に類似しており、郡によっては『諸物産表』の用紙に記入したものがそのまま『県治類典』の簿冊に綴じられている場合もある。それゆえ『札幌県治類典』総体は、文書の編纂や管理において開拓使時代とは異なる先駆的制度を導入したといわれているが、物産統計表に限定するならば、開拓使時代の業務を引き継ぎその延長上に位置付けられるものであると筆者は考える。『県治類典』にみえるアットゥシ産出高に関しては次章で取り上げることにする。

2) 『明治十六年 札幌県統計書』⁽⁶⁴⁾、『函館県統計書 明治十六年』⁽⁶⁵⁾、『根室県一覧表 明治十六年』⁽⁶⁶⁾

いずれも1883 (明治16) 年の状況をまとめた統計書であり、なかでも札幌県と函館県の書式はほぼ共通している。『札幌県統計書』の凡例にあるように「内務省統計課草案ノ府県統計書様式」を参照して作成されており、「他ノ府県ト其例ヲ同ウセス」という事象については「別ニ例ヲ設ケ」てはいるものの、「尚勉メテ該様式ニ倣フ」としている。また、「置使ノ時ト其例ヲ同ウスルモノ二三ヲ除クノ外前年ニ溯テ列載スルヲ得ス」とも記され、中央政府の施政と連動し、開拓使の時代とは一線を画す統計書といえるように思う。

函館県⁽⁶⁷⁾および根室県の統計にはアットゥシの項目がみえず、札幌県の統計にのみ、郡別の数値が以下のように記される。総計は2,504反である⁽⁶⁸⁾。

郡区	浜益	虻田	有珠	幌別	勇払	千歳	新冠	三石	十勝	枝幸	宗谷
総纏 ⁽⁶⁹⁾	40	210	83	18	367	330	344	35	902	83	92

3) 『札幌県勸業課第一回年報 明治十五年』⁽⁷⁰⁾

ここでは統計表にアットゥシの項目は存在せず、「旧土人」に関する項目においてもアットゥシに関わる記述はみられない。さらに「山林木種表」には樹種としてオヒョウが記されていない。

(2) 北海道庁時代

1886 (明治19) 年に北海道庁が設置されて以降も数々の統計書が作成されているが、結論から述べるならば、管見の限りアットゥシに関する統計値は確認できない。北海道庁時代に関する初めて

(64) 『明治十六年 札幌県統計書』札幌県、1885。

(65) 『函館県統計書 明治十六年』函館県、1886。

(66) 『根室県一覧表 明治十六年』根室県、1885。産物については輸出入の品目として記載されている。

(67) 前年の『明治十五年 函館県統計表』(函館県、1885)にも、アットゥシの項目はない。

(68) 前掲『明治十六年 札幌県統計書』p. 96~98。

(69) 前述のように、ここではアットゥシに「総纏」という漢字を用いている。

(70) 『札幌県勸業課第一回年報 明治十五年』札幌県勸業課、1884。第二回 (明治16)、第四回 (明治18) の年報も確認したが、同様である。

の統計書は『北海道庁第一回統計書』⁽⁷¹⁾である。これは「全国的な府県統計書の一環としてスタートした」⁽⁷²⁾ものであり、大項目においては内務省様式と大差ないが、小項目では北海道の特性から多くの差異がみられるとされる。しかし、「織物産額」の中にアットゥシは立項されておらず、その他の箇所でも触れられていない。以後この統計書は毎年刊行されているが、変化はみられない。1896（明治29）年の『北海道庁統計綜覧』⁽⁷³⁾における「織物産額」においても同様である。

さらに1918（大正7）年に刊行された『北海道重要統計表』⁽⁷⁴⁾では、「開拓使及び三県時代に於ける本道工業の顕著なるものは、多く官営に属す」としたうえで明治初期の統計を載せているが、「製糸織物」の欄には1875（明治8）年に初めて82円の産額が記され、前年までは産出がみえない。すなわち、開拓使時代におけるアットゥシ産出の歴史は、公式の統計資料からその痕跡すら失うに至った。

3 統計値からうかがえる点

以上のような統計資料からうかがえることを、筆者の関心に従ってまとめてみたい。そのためには、まず前提として、このような統計数値が誰によっていかなる手続きを経て統計としてまとめられるに至ったかを検証し、データとしての信頼度を確認する必要がある。しかし実際には、それを可能にするような基礎的資料はほとんど確認できていない。前述のように、最も基本的な統計書である『開拓使事業報告』が『開拓使事業報告原稿』および『開拓使事業報告材料』に基づいている点は明らかだが、後者のデータがどのように年次ごとに収集されたかは不明である。

そのような点に起因するのかもしれないが、同じ年の統計であるにも関わらず数値に齟齬がみられる場合がある。たとえば、1878（明治11）年、郡別の表に基づいて筆者が算出した札幌本庁の総計は5,066反⁽⁷⁵⁾になるが、『開拓使事業報告』では8,351反とあり、約3,300反の開きがある。同じように1881（明治14）年には前者が2,995反、後者が5,621反であり約2,600反の差がある。この原因として想起されるのは、郡別の2つの統計には『開拓使事業報告』で「石狩国札幌ヲ第一トシ」と特筆されている札幌郡の数値が含まれていない点である。しかし実際には、当時の札幌郡では対雁村で産出がみられるのみであり、それも1881（明治14）年の1月から6月までの産出高は87反⁽⁷⁶⁾、翌1882（明治15）年の一年間の産出高も290反⁽⁷⁷⁾にすぎない。数千反もの誤差が生じている理由は依然として不明である。それゆえ、すくなくともこれまで提示した数値が正確に当時の状況を反映していると考えたり、ある程度統一的な基準のもとにデータが収集されたと思い込むことは危険で

(71) 『北海道庁第一回統計書』北海道庁、1888。これが現在に続く『北海道統計書』の初回である。ここでの「織物」は「絹織物」「絹綿交織物」「木綿織物」「綿麻交織物」「麻織物」「雑織物」の6種であり、「雑項目」は空欄になっている。

(72) 前掲「北海道統計書の紹介」。

(73) 『北海道庁統計綜覧』北海道庁、1896。ここでの「織物」は、絹織物、木綿織物、絹綿混織物、麻及亜麻織物の4種である。

(74) 『北海道重要統計表』北海道庁、1918、p. 134。

(75) 単位に反と枚が混在しているが、とりあえずここでは反を用いた。

(76) 『諸産物表』北海道立文書館〈4567〉。7月から12月の統計は見あたらない。

(77) 『札幌県治類典』北海道立文書館〈7424〉および〈7421〉。

あり、慎重な取扱いが必要だということを充分認識しなければならない。

以上の点をふまえたうえで、統計値について検討してみたい。

(1) 産出量と価格

開拓使の時代、札幌本庁では、年次によって産出高に大きな変動がみられる。衣服用の織物としてのアツッシは、最も少ないのは1874(明治7)年の533反、最も多いのは1876(明治9)年の9,863反であり、この年を境に産出量が大きく増加している。1反あたりの価格も年次により変動がみられ、1881(明治14)年は1879(明治12)年の3倍近い価格となっている。ここでは帯や前掛の産出は、織物としてのアツッシよりも遅れており⁽⁷⁸⁾、たとえば根室支庁では、1873(明治6)年にすでに2,000枚を超える前掛を産出していたことと比べるならば、後発だったといえる。地域別に見れば、十勝の産出高が1878(明治11)年から3年間の間に、480枚から2,488反へと大きく増加している点が注目に値する。

函館支庁は生産高は些少であるが、一反あたりの価格は他地域に比べて高い。たとえば1881(明治14)年の単価1.75円は、根室支庁の0.454円の4倍近い価格となっている。産出高全体に占める帯や前掛の割合は比較的多い。

根室支庁では、1870(明治3)年にはわずか99反の産出しかみられなかったものが、1873(明治6)年に急激に増加している⁽⁷⁹⁾。いずれの品目の産出高も多く、特に1877(明治10)年の前掛の産出高は4,000枚を超えている。しかし、一反あたりの価格は全道平均とくらべて安く、値下がり傾向もみえる。地域別に見れば、「釧路国」5郡のうち最も産出が多いのは、川上郡であり1877(明治10)年には2,667反の産出がみられる。「北見国」の網走郡は、前述のように『開拓使事業報告』で「網走土人織ル所ノモノ蝦夷第一ノ上品トス織出モ亦多シ」と特筆されているにもかかわらず、実際の産出高は少ない。

北海道全体では、衣服用の織物としてのアツッシは、1876(明治9)年以降1881(明治14)年に減少するまで、一貫して1万反を超える産出が続いている。これは前述のようにこの年から札幌本庁管下の産出が増えたことが大きく影響している。しかし、1879(明治12)年は産出量は多いものの、単価が下落したため総額は1875(明治8)年とほぼ同額になっている。帯や前掛の産出は年次によってかなりの差がみられる。

三県が設置された1882(明治15)年、札幌県の産出高は2,504反であり、前年の札幌本庁の5,621反に比べ半分以下に減少している。

(78) 1873(明治6)年に開催されたウィーン万国博覧会の準備のために収集された「北海道産物」の中に、岩内郡で収集された「アツシ前掛」があり、「近來用ユルニ依テ方言ナシ」との説明が付されている(三浦泰之「ウィーン万国博覧会と開拓使・北海道」『北海道開拓記念館研究紀要』第29号、北海道開拓記念館、2001、p.183)。

(79) それが全道的な傾向だったかどうかは、それ以前の他庁の数値が確認できていないため不明である。しかし、そもそもこの地域の近世の産出高から考えて、99反という数値がはたして信頼に足るものであるかは疑問である。

(2) 産地

近世の文献・史料において特に「名どころ」あるいはアットゥシが「名物」とされている地域は、前稿で述べたように、釧路⁽⁸⁰⁾、斜里、宗谷、有珠、虻田などである。それらの地域のうち開拓使時代に入っても依然として産出量が多いのは釧路、有珠、虻田などの地域であり、斜里、宗谷はごく僅かとなっている⁽⁸¹⁾。明治期に入って産出量の増加がめざましい地域としては、胆振国の勇払や千歳、十勝国の河東、河西、中川などの諸郡が挙げられる。三県一局時代に入ると、全般的産出量は減少しているものの、勇払、千歳、十勝の諸郡は引き続き高いシェアを維持している。この年、急激に産出高が増加した地域として新冠郡が挙げられる。

(3) 反あたりの重量および長さ

根室支庁管内釧路国の統計では、衣服用アットゥシの単位は当初は貫目で書かれており、前掲の一覧表の数値はそれらを反に換算し朱字で訂正されたものである。たとえば60貫目は400反に、90貫目は600反になっていることから、この時期のこの地域におけるアットゥシ一反は150匁すなわち562.5gだったことがわかる。また、前掛一枚はその10分の1の15匁すなわち56.25gになる。

北見国の郡別産出高にみるように、1反あたりの長さは、斜里が2丈、網走が2丈2尺、紋別・常呂が2丈1尺であり、同じ北見国の中でも定まっていないことがわかる。紋別・常呂の2丈1尺（約636cm）は、前稿で提示した近世のモンベツ御用所の史料にみえる「定寸法」⁽⁸²⁾のうち「むじりあつし」の作成に要する長さと同様である。

以上の点から、少なくとも開拓使時代には、アットゥシは明確に商品として位置付けられていたことがわかる。地域による価格差は依然として大きいのが、近世の記録においてみられたような、同一地域内における「上品」「下品」という品質の違いによる価格差は統計上は認められなくなっており、反物の形が基本となった点もあわせ、商品としての規格化が進行したことがうかがえる。

また、生産物としての重要性も決して低くはなかったと考えられる。『開拓使事業報告』を見る限り、開拓使時代に北海道で織物類を産出していたのは函館支庁のみであり、しかも「糸織」2～4反、「八丈縞」8～15反、「太織縞」10～18反のほか、「博多帯」が男帯・女帯を合わせて23～45筋にすぎない⁽⁸³⁾。1万反を超えるアットゥシ産出は織物生産の分野における圧倒的な比重を示すものである。また、たとえば1881（明治14）年の北海道全体のアットゥシ産出総額は9,371円であり、

(80) 近世のアットゥシの産地としての「釧路」は、釧路川上流域を含んだ概念であるため、近代の川上郡も含まれる。

(81) 「名物」は産出量だけではなく品質の問題を含むことも考慮すべきであるが、網走における単価も決して高いとはいえず、「名物」に結びつけうるものではない。

(82) 「御用留混交集」（1856）北海道立文書館〈0022〉。ここで示されている「古来」の定寸法は「平袖あつし」の場合、身丈が1丈8尺、袖の長さが9尺、計2丈7尺（約818cm）、「むじりあつし」の場合は身丈が1丈6尺、袖の長さが5尺、計2丈1尺（約636cm）であったが、1856（安政3）年当時は短くなり、「平袖あつし」の場合、身丈が1丈7尺2寸、袖の長さが約8尺、計2丈5尺2寸（約763.5cm）、「むじりあつし」の場合、身丈1丈6尺、袖の長さ4尺7寸、計2丈7寸（約627cm）のものが多く記されている。

(83) 前掲『開拓使事業報告』第三編、p. 135～136。

同年の熊皮の産出総額1,529円⁽⁸⁴⁾と比べて6倍を超える。

さらに付け加えるならば、『開拓使事業報告』に記載される札幌本庁の「職業表」には「雑業」の一つとして「厚総織」がみえる⁽⁸⁵⁾。1878(明治11)年から1882(明治15)年までを年次順に記すと、13人、23人、25人、28人、27人であり、いずれも女性である。ここからも当時、アットゥシの生産が職業として認知されていた点や、それを生業とする女性たちが存在したことがうかがえる。

このように開拓使時代には、北海道の陸産物の中に一定の地位を占めていたアットゥシであるが、三県一局時代には徐々に統計表からその項目自体が削除され、産出量は不明になる。もっとも、これはあくまでも行政庁サイドにおける重要性の喪失を意味するにすぎず、ただちに産出が途絶えたとは思えない。たとえば釧路国の1898(明治31)年の状況を記した『北海道殖民状況報文 釧路国』⁽⁸⁶⁾には、「「アイヌ」ハ概子木綿服ヲ用フト雖モ内部ニ住スルモノハ重モニ「アツシ」ヲ織リテ着用セリ就中屈斜路ハ今尚年々数百反ノ「アツシ」ヲ産出セリ」とある。

しかし、全体としてはやはり衰退傾向は否めず、1800年代末には「「アイヌ」ハ皆和服ヲ用ヒ「アツシ」ヲ織ルモノ、如キハ極メテ稀ナリ」(十勝国)⁽⁸⁷⁾、「衣ハ木綿ヲ用ヒテ「アツシ」ヲ服スルモノ稀ナリ其生活ノ状和人ノ下等ナル者ニ似タリ」(北見国)⁽⁸⁸⁾、「悉ク木綿服ヲ着シ復タ「アツシ」ヲ用ルモノナシ」⁽⁸⁹⁾という状況が出現するに至った。その要因としては、すでに述べた樹皮剥ぎ禁止の徹底のほかに、木綿など新たな被服繊維の浸透が考えられる。前者についてはシナノキ、ヤナギ、カバなど、アットゥシ以外の用途で利用されてきた樹皮の産出動向をも総合的に検証する必要があり、後者については、北海道での木綿衣等の普及に関する被服史研究の蓄積から学ぶ点が多いと思われる。いずれも今後の課題としたい。

II アットゥシ産出の様相とその用途

1 『諸物産表』および『県治類典』からみる生産と産出の様相

以上、北海道における全般的なアットゥシ産出の動向をみてきた。次に、前述の『諸物産表』および『県治類典』に基づき、個別の事象について考察してみたい。

(1) 地域での消費と販売

各集落において織り出されるアットゥシには、集落外へ流出する商品としてのアットゥシのほかに自家用あるいは共同体内部で消費するためのアットゥシが含まれるが、これまでみてきた『開拓使事業報告』をはじめとする統計書では、それらの区別が曖昧である。これに対して『諸物産表』お

(84) 同前。札幌本庁(p.73)、函館支庁(p.131)、根室支庁(p.210)の総額である。

(85) 前掲『開拓使事業報告』第一編、p.565。

(86) 『北海道殖民状況報文 釧路国』北海道庁殖民部拓殖課、1898(復刻版、北海道出版企画センター、1975)、p.56。

以下『北海道殖民状況報文』については復刻版を用いる。

(87) 『北海道殖民状況報文 十勝国』同前、1901、p.59。

(88) 『北海道殖民状況報文 北見国』同前、1898、p.58。

(89) 『北海道殖民状況報文 日高国』同前、1899、p.61。

よび『県治類典』は、村ごとの統計値に加え「^{ばいいく}売鬻高」という項目が存在している点において、アットゥシ産出の具体的様相の一端に迫りうる資料となっている。

「売鬻高」の意味について『管内物産統計表』の凡例には以下のように記されている⁽⁹⁰⁾。「第五項 売鬻高トハ都テ収穫高ノ内ヨリ自用及ヒ村内消費ヲ除去シ全ク村外人ヘ売鬻シタル高ヲ掲載スルモノトス」。「第六項 収穫高ヲ悉皆自用ニ若シクハ村内消費ニ属シタルモノハ売鬻ノ例ニ非ルヲ以テ収穫高ノミヲ記載シ通価ハ其村若シクハ近村ノ比較ヲ以テ朱記スヘシ」。「第七項 通価ハ売鬻高ノ全価ニシテ単価ハ単純ノ価ナリ故ニ先以テ物品ノ高ニ応シタル通価ヲ掲ケ而ル后平均シテ単価ヲ掲ルモノトス」。

ここではまず『諸物産表』の中の、沙流郡における1881（明治14）年の1月から6月までの産出高をまとめた統計⁽⁹¹⁾を一例として考察してみたい。通年の数値を提示できればより理解が深まるのだが、沙流郡については、『県治類典』を含めても、この半年間の統計しか残されていない。

項目名は基本的には原資料のまま記載したが、一部変更した箇所もある⁽⁹²⁾。空欄はそのまま空白とした。それ以外は参考のために筆者が付け加えたものであり、次の点を補足しておきたい。

ア)「戸数・人口」は、各村の統計表末尾に記載されている数値を、戸数、人口（男、女）の順に記した。この統計では和人とアイヌの区別はなされず、「平民」として記されている。「佐留太」と「門別」にみられる「永」は永住者、「寄」は寄留者を意味する。注記がないものはすべて永住者である。村によっては「士族」の居住がみられるが、ここでは「平民」だけを示した。なお、この統計では単身者は戸数には含まれていない。

イ)「生産量／女」は、女性一人が半年間にどれだけの衣服用あるいはその他のアットゥシ製品を生産しているかを見るために、各生産高を女性の人数で割った数値である⁽⁹³⁾。

村名	戸数・人口	品目	反数	売鬻高	価額	売反ノ価	生産量/女
富仁家	8、20 (14, 6)	アツシ	10 ^反	ナシ	不分		1.7 ^反
		帯	30	ナシ	不分		5.0
佐留太	永33、126 (65, 61) ⁽⁹⁴⁾ 寄 2、19 (16, 3)	アツシ	90	20 ^反	20 ^円	1.0 ^円	1.4
		脚絆	30	5			0.5
		帯	50	ナシ	不分		0.8
平賀	33、153 (83, 70)	アツシ	200	10	10	1.0	2.9
		帯	170	ナシ	不分		2.4

(90) 『管内物産統計表』北海道立文書館〈4065〉。

(91) 『諸物産表』北海道立文書館〈4567〉。

(92) 原資料の項目名は「匹数」となっているが、「アツシ」についてはすべて反で書かれているので、「反数」とした。同様に「売匹ノ価」も「売反ノ価」に換えた。なお、帯の単位は本、脚絆の単位は足となっているが、ここでは省略した。売鬻高についても同様である。

(93) アットゥシ作製は一般に女性の労働とされていることから、反数を平民女性（寄留者も含む）の人数で割り100分の1の位で四捨五入したものである。

(94) 当地にはこのほか永住士族58、223（115, 108）、寄留士族4、20（9, 11）が居住していた。

		脚絆	220	ナシ	不分		3.1
紫雲古津	29、122 (57, 65)	アツシ	110	15	15	1.0	1.7
		脚絆	130	ナシ	不分		2.0
		帯	120	ナシ	不分		1.8
荷葉	22、86 (43, 43) ⁽⁹⁵⁾	アツシ	50	10	10	1.0	1.2
		脚絆	80			不分	1.9
		帯	100			不分	2.3
平取	55、219 (102, 117)	アツシ	200	40	40	1.0	1.7
		脚絆	120	20	6	0.3	1.0
		帯	170	ナシ			1.5
二風谷	36、160 (71, 89)	アツシ	110	30	30	1.0	1.2
		脚絆	90	ナシ	不分		1.0
		帯	70	ナシ	不分		0.8
荷負	47、170 (80, 90) ⁽⁹⁶⁾	アツシ	100	20	20	1.0	1.1
		脚絆	80	ナシ	不分		0.9
		帯	90	ナシ	不分		1.0
長知苗	9、53 (28, 25)	アツシ	50	10	10	1.0	2.0
		脚絆	15	ナシ			0.6
		帯	10	ナシ			0.4
幌去	35、150 (70, 80)	アツシ	30	20	20	1.0	0.4
		脚絆	50	ナシ	不分		0.6
		帯	30	ナシ	不分		0.4
貫気別	12、48 (26, 22)	アツシ	25	10	10	1.0	1.1
		脚絆	20	ナシ	不分		0.9
		帯	10	ナシ	不分		0.5
門別	永28、126 (64, 62)	アツシ	50	12	12	1.0	0.6
	寄14、64 (41, 23)	脚絆	200	ナシ	不分		2.4
		帯	90	ナシ	不分		1.1
荷葉摘	10、41 (22, 19)	アツシ	3	ナシ	不分		0.2
波恵		アツシ					
慶能舞		アツシ	⁽⁹⁷⁾				
賀張	27、136 (65, 71)	アツシ	15	自用ノミ	不分		0.2

(95) そのほか永住土族2、10 (7, 3)。

(96) このほか永住土族1、2 (1, 1)。

(97) 波恵と慶能舞は空欄となっている。後掲の千歳郡島松村も同様である。

厚別	23、106 (51, 55)	アツシ	8	自用ノミ	不分	0.1
菜実	4、14 (8, 6)	アツシ	2	自用ノミ	不分	0.3
総計	永411、1,730 (849, 881)	アツシ	1,053	197	197	1.2
	寄 16、83 (57, 26)	帯	940	0	0	1.0
		脚絆	1,035	25	? ⁽⁹⁸⁾	1.1

表から読みとれるように、この年沙流郡全体で前半期に生産されたアットゥシは、衣料用の「アツシ」だけでも1,000反を超えているにもかかわらず、「売鬻高」は197反と、その2割にも満たない。なかでも平賀村の場合は、生産された「アツシ」200反、帯170本、脚絆220足のうち、販売されたのはわずかに「アツシ」10反のみである。

振り返って、I-1-(3)-1)でみた沙流郡の1878(明治11)年の産出高は年間162反であり、3年の時間差があるとはいえ、「売鬻高」の数値に基づいていることは明白である。その結果、沙流郡は他の諸郡と比べて決してアットゥシ生産が盛んな地域ではないという印象を与えているように思う⁽⁹⁹⁾。

『開拓使事業報告』およびその原稿の統計値全般も同様である。そこでは総額を単価で割った数値が「反数」になっており、これは『諸物産表』における「反数」と同じものを意味するのではなく「売鬻高」の方をさしている。すなわち本稿において前章まで「産出高」として記してきた数値は販売用に産出された製品の数にすぎず、生産の実態とははるかに乖離したものだということがわかる。すでに述べたように『開拓使事業報告』はこの時期の北海道の様相を理解するための基本資料であり、その数値は信頼に足るものであるとしても、そこから「実態」を読みとることがいかに困難かということを改めて認識させられる。

一方、千歳郡はI-1-(3)-1)にみる産出高は1,700反と、札幌本庁の中でもきわめて多い地域である。同じく1881(明治14)年の1月から6月までの半年間の数値を確認してみる⁽¹⁰⁰⁾。

村名	戸数・人口	品目	反数 ⁽¹⁰¹⁾	売鬻高	価額	売反ノ価	生産量/女
千歳	永36、139 (75, 64) 寄13、26 (13, 13)	アツシ	反 140	反 100	円 135	円 1.35	反 1.8
		帯	筋 100	筋 80	16	0.2	1.3
		前掛	枚 80	枚 80	32	0.4	1.0

(98) 佐留太で5足販売されているが、価額が空欄となっているため不明である。

(99) 筆者も前稿において「沙流川流域は(中略)すくなくとも近世の記録を見る限り、出産地としては後発であり、決して産出量も多いとはいえない」(p.25)と述べており、この点に関する考察が不十分だったといわざるをえない。

(100) 『諸物産表』北海道立文書館〈4570〉。

(101) 原資料表の単位は匹であり、数値も匹で記載されているが、他との統一を考え筆者が反に換算した。

漁	永11、48 (23, 25) 寄17、49 (30, 19)	アツシ	20	27	1.35	0.5	
島松	永2、11 (6, 5) 寄2、5 (4, 1)	アツシ					
長都	10、43 (22, 21)	アツシ	50	50	67.5	1.35	2.4
蘭越	11、47 (24, 23)	アツシ	100	80	108	1.35	4.3
烏柵舞	永14、42 (24, 18) 寄2、6 (2, 4)	アツシ	120	100	135	1.35	5.5
計	永84、330 (174, 156) 寄32、86 (49, 37)	アツシ	430	350	472.5	1.35	2.2
		帯	100	80	16	0.2	0.5
		前掛	80	80	32	0.4	0.4

ここでは半年間で生産された「アツシ」430反に対し、産出・販売されたのは350反⁽¹⁰²⁾であり、8割以上が製品として村外へ流出している。

沙流郡と千歳郡のこのような違いの原因はどこにあるのだろうか。アイヌの伝統的な生活様式の維持の度合いは地域によって異なり、そのことが衣料品や生活必需品としてのアットゥシへの依存度がある程度規定するであろうことは推測できるが、はたしてそのような地域的差異が何に起因するのか、現時点の筆者には明確な答えをみいだすことができない。また、すべてを伝統文化の維持あるいは残存の度合いに帰結させてよいものとも思えない。沙流郡のアイヌ社会では当時依然としてアットゥシが必需品とされていたということはいえるだろうが、そのことをもって一方の千歳郡でアットゥシが必需品でなかったということとはできないからである。千歳のアイヌ社会において、たとえ同じようにアットゥシが必要とされていても、それを上回るような外部からの需要があったことも想定できる。この点は当時の地域社会の様相を探る中で追求すべき課題と考える。

(2) 生産の場

次に、これまで見てきたような大量のアットゥシがどのように生産されたのか考えてみたい。少なくとも前稿でみた近世の史料においては、アットゥシは各集落で織り出され、それが運上屋・会所へ集荷されて流通していた⁽¹⁰³⁾。しかし、たとえば1873(明治6)年の『北海誌料』⁽¹⁰⁴⁾には勇弘

(102) 仮に2倍したとしても、1878(明治11)年の年間1,700反にははるかに及ばない。しかしすでに見たように、アットゥシの産出高は年によってかなり変動しており、特に1881(明治14)年は全道的にも札幌本庁においても産出が減少している年であることを考慮しなければならない。

(103) 大塚和義は「アイヌ文化の原像—交易の民としてのアイヌ—」(『東北学』7、東北芸術工科大学 東北文化研究センター、2002、p. 69)の中で、場所請負制下のアイヌ社会の状況の一つとして「アットゥシが好まれたために、機織りのために若いアイヌ女性が大量に狩り出される」と語っているが、このような状況を明確に裏付ける史料はいまのところ未見である。

(104) 林頭三(編纂)『増訂北海紀行 北海誌料』(1873)富山房、1902、p. 284。

の「土人細工所」に関する記述がみえ、「会所ヨリ之ヲ設ケ土人ヲシテ鞍ヲ造ラセ或ハ楡皮ヲ以テ縄ヲ綯ヒ或ハ舟ヲ造ラセ壯健ナル者漁業ノ隙ニハ此処へ集メテ使役シ日々ノ食料ヲ与ルナリ」とある。明治期において大量のアットゥシ生産が可能になった背景として、これに似た形でのアットゥシ生産が行なわれた可能性は考えられないだろうか。さらには、生産労働自体への和人の参入はなかったのだろうか。これらに関して明確に述べた資料は未だ目にしていないが、『諸物産表』および『県治類典』を手がかりにその点も考察してみたい。

ここでは、十勝国の河西郡を例にとる。この地域は明治期に入ってから産出量が大きく伸びている地域であることから、アットゥシ産出においてなんらかのシステム的变化が起こった可能性が、他地域に比べてより強く想定できると考えたからである。

1) 『諸物産表』にみる河西郡の状況

1880（明治13）年1～6月、同年7～12月、1881（明治14）年1～6月の3種類の表が残されており、ここでは1880（明治13）年の1～6月⁽¹⁰⁵⁾と7～12月分⁽¹⁰⁶⁾を並べて提示する。原表の書式は沙流郡や千歳郡と同様であるが、帯や脚絆などの産出がみられないため、品目はすべて「アツシ」だけである。また、一反当たりの単価はどの村においても65銭⁽¹⁰⁷⁾であることから、ここでは割愛した。村名の後に戸数・人口を、価額の後に女性一人あたりの生産量を入れた。

村名	1～6月					7～12月				
	戸数・人口	反数 ⁽¹⁰⁸⁾	売鬻高	価額	生産量/女	戸数・人口	反数	売鬻高	価額	生産量/女
荊苞	6, 34 (15, 19)	20	20	13.00	1.1	6, 34 (15, 19)	83	25	16.25	4.3
上帯広	3, 27 (14, 13)	22	22	14.30	0.2	3, 27 (14, 13)	61	25	16.25	4.7
下帯広	3, 15 (8, 7)	11	11	7.15	1.6	3, 15 (8, 7)	39	20	13.00	5.6
伏古	4, 28 (12, 16)	26	26	16.90	1.6	4, 28 (12, 16)	60	30	19.50	3.8
迫別	1, 5 (4, 1)	6	6	3.90	6.0	1, 5 (4, 1)	16	8	5.20	16.0
美生	2, 8 (2, 6)	20	20	13.00	3.3	2, 8 (2, 6)	26	11	7.15	4.2
芽室	9, 45 (24, 21)	41	41	26.65	1.9	9, 45 (24, 21)	115	48	31.20	5.5
幸震	5, 15 (10, 5)	17	17	11.05	3.4	5, 15 (10, 5)	47	18	11.70	9.5
羽帯	1, 23 (8, 15)	26	26	16.90	1.7	1, 23 (8, 15)	65	25	16.25	4.3
戸蔦	5, 24 (15, 9)	20	20	13.00	2.2	5, 24 (15, 9)	65	25	16.25	7.2
鶴抜	1, 6 (3, 3)	8	8	5.20	2.7	1, 6 (3, 3)	30	20	13.00	10.0
売買	3, 11 (4, 7)	13	13	8.45	1.9	3, 11 (4, 7)	50	18	24.40	7.1

(105) 『諸物産表』北海道立文書館〈4563〉。

(106) 『諸物産表』北海道立文書館〈4565〉。

(107) このように記載されているが、価額の数値を見る限り、必ずしもそうとは言えない場合が多い。あくまで平均的な数値ということだろう。

(108) 原資料の単位は匹となっているが、数値は反で記されているため、項目名を換えた。

計	43, 241 (119, 122)	225	225	149.50	1.8	43, 241 (119, 122)	657	273	190.15	5.4
---	--------------------	-----	-----	--------	-----	--------------------	-----	-----	--------	-----

2) 『県治類典』にみる河西郡の状況

1882 (明治15) 年の1～6月と7月～12月を並べて提示する。『県治類典』では、生産と販売の区別がさらに明確になり、項目名は「織立高」「同上通価」「売鬻高」「同上通価」「通価」である。「通価」は一反当たりの価格を意味し、どの村においても1～6月は65銭、7～12月は62銭であることから、ここでは割愛した。

村名	戸数・人口	1～6月					7～12月					
		織立高 反	同上通価 円	売鬻高 反	同上通価 円	生産者/女 反	織立高 反	同上通価 円	売鬻高 反	同上通価 円	生産者/女 反	
荊苞	6, 34 (15, 19)	31	20.15	25	16.25	1.6	6, 32 (15, 17)	49	30.38	38	33.56	2.9
上帯広	3, 26 (13, 13)	23	13.0	6	3.9	1.8	3, 27 (14, 13)	46	28.52	38	23.56	3.5
下帯広	3, 15 (8, 7)	16	10.4	16	10.4	2.3	3, 15 (8, 7)	29	17.89	22	13.64	4.1
伏古	4, 28 (12, 16)	18	11.7	5	3.25	1.1	4, 28 (12, 16)	34	21.08	27	16.74	2.1
迫別	1, 5 (4, 1)	3	1.95	3	1.95	3.0	1, 5 (4, 1)	4	2.48			4.0
美生	2, 8 (2, 6)	14	9.1	6	3.9	2.3	2, 8 (2, 6)	39	24.18	28	17.36	6.5
芽室	9, 45 (24, 21)	150	97.5	111	72.15	7.1	9, 45 (23, 22)	138	147.66	86	92.02	6.3
幸震	5, 15 (10, 5)	18	11.7	12	7.8	3.6	5, 23 (8, 15)	40	24.8	18	11.16	2.7
羽帯	4 ⁽¹⁰⁹⁾ , 23 (8, 15)	30	19.5	21	13.65	2.0	1, 15 (10, 5)	11	6.82	4	2.48	2.2
戸蔦	5, 24 (15, 9)	57	37.05	31	20.15	6.3	4, 24 (15, 9)	24	14.88	19	11.78	2.7
鶴抜	1, 6 (3, 3)	7	4.55			2.3	1, 6 (3, 3)	9	5.58	3	1.86	3.0
売買	3, 11 (4, 7)	19	12.35	9	5.85	2.7						⁽¹¹⁰⁾
計	46, 240 (118, 122)	386	248.95	245	159.25	3.1	39, 228 (114, 114)	423	324.27	283	224.16	3.7

この2つの表を見る限り、アットゥシは各集落から比較的まんべんなく産出されており、どこか一村に生産地が集約されているわけではない。それゆえ少なくともこの地域において、特定の場所での集団的な生産活動が行われていた可能性は低いと考えられる。また、中でも生産量が多い芽室、戸蔦、荊苞、上帯広などのいずれの集落においても和人の居住はみられない⁽¹¹¹⁾ことから、生産活動への和人の参入に関しても否定しうる。

(109) 数値としては4戸で妥当かと思われるが、他の資料ではすべて1戸となっているので、誤りかもしれない。

(110) 空欄となっている。

(111) 『県治類典』北海道立文書館〈7426〉および〈7433〉。この年、同じく十勝国の河東郡音更では年間505反の生産がみられるが、やはり和人は居住していない(同前〈7426〉〈7433〉)。

そのうえで、いくつかの点に言及したい。まず、一人の女性が織り出す反数に注目したい。すでにみたように「アツシ」生産の平均値は沙流郡で1.2反、千歳郡で2.2反である。一方、河西郡では1)表の前半期が1.8反、後半期は5.4反、2)表では、3.1反と3.7反となっている。統計上の女性の中には、女の乳幼児および村によっては和人女性も含まれるので、実際にはこれよりもさらに高い数値となるはずである。個々の村に目を転じるならば、特に1)表の後半期には、幸震村で一人平均9.5反、鶴抜村で平均10反、さらに迫別村では一人の女性だけで16反を織り出している。もっともそれらの村では、その前後にはそれほど大きな産出高はみられないことから、一時的になんらかの要素が働いたとも考えられる。しかしたとえば芽室では、1)表の後半期および2)表では両半期ともに100反を超えるアットゥシが織り出されており、一人の女性が半年間に織り出す反数は、5.5反、7.1反、6.3反となっている。現在言われるアットゥシ製作の必要日数を考えれば驚異的な作業効率だといえる⁽¹¹²⁾。これを可能とするには、たとえば原料となる樹皮の採取や時間を要する織り糸の作成までを別の人間が行ない、一方では織る作業に専門的に従事する人間が存在したというような可能性も考えられなくはないが、現段階ではそのような労働形態を示唆するような資料は一つみあたらない。

また、「売鬻」の実態も不明である。このように大量のアットゥシが、近世のようにある程度公的な機関が介入して集荷販売されていたのか、それとも個人売買に任されていたのかすらわからないのが実状である。今後、地方史研究の成果を視野に入れつつ、慎重に調査・検討しなければならないと考える。

なお、『県治類典』には農業・漁業・商業などの職業欄が設けられており、河西郡のアイヌは全員、雑業に分類されている。筆者には、このような人々の生業のありようがどのようなものであったかの明確な像を描くことはできないが、アットゥシが生計を営むための現金獲得の貴重な手段の一つだったことは想像しうる。三県一局時代以降、アットゥシ生産が減少する過程でそのような収入の道が閉ざされていったという点は、この時期のアイヌ社会における生活様式の変化を考察する際の、一つの切り口になりうると考える。

2 アットゥシの用途

次に、どのような用途のためにこのように大量のアットゥシが産出されたのか考えてみたい。残念ながら現段階の筆者は、この点を実証的に論じるに十分な資料を有していない。しかし、大きな可能性として考えられるのは、和人を含む広範な漁業労働者が用いた労働衣としての利用である。近世の北海道における漁民がアットゥシを着用していたことは前稿でも述べた。しかし近代に入り

(112) たとえば萱野茂『アイヌの民具』（すずさわ書店、1978）には「おひょうの木をはいでから着物一枚分織りあげるまでに、少なくとも二か月以上はかかる」（p. 59）とある。とはいえ、前稿でみた1857（安政4）年の松浦武二郎の記録（秋葉実解説『丁巳東西蝦夷山川地理取調日誌』下、北海道出版企画センター、1982、p. 89）では、「名寄の老婆」が樹皮を剥いでから織り上げるまでに実質的に費やした日数（温泉や沼に漬ける日数を含まない）は約半月であることから、品質如何では可能であるとも考えられる。

大量の和人が北海道に移入し、北海道漁業の進展とともに漁業人口は急速に増加した。1878 (明治11) 年には全道人口の17.5%を占める36,000人を超え⁽¹¹³⁾、さらに季節的には、これに道外からの大量の出稼ぎも加わった。このような明治初期の漁業労働者がどのような労働衣を用いていたかという点について、従来まとまった研究はみられない。たとえば高倉新一郎『日本の民俗 北海道』⁽¹¹⁴⁾では、時代を特定してはいないが、松前の漁夫衣として「裂織」「サシコチヂレ」、西海岸の漁夫衣として「カナザクリ」「サシコ」などを挙げている。また『北海道の衣食と住まい 北の生活文庫5』⁽¹¹⁵⁾は、ドンザという刺子着物を明治後期から大正期ごろの基本的な漁業労働衣として挙げているが、明治初期の様相については記されていない。

今回、筆者の調査の主眼は統計資料にあったため、この分野の史料にはほとんど目を通していないのが現状であるが、行ない得た限られた調査の中で、漁業労働衣としてのアットゥシ利用に関して一定の示唆を与えてくれると思われる例を挙げることにする。

1880 (明治13) 年4月、ベルリンにおいて大規模な国際漁業博覧会⁽¹¹⁶⁾が開催された。開拓使はこれを「本使将来有益ヲ計ルノ一端」⁽¹¹⁷⁾ととらえ、魚の剥製から加工工場の模型に至るまで多種多様な出品物400点を、北海道内の全ての国から収集した。そこに含まれる漁夫衣12品目の中には、「厚子織上衣 鹿皮ヲ縫ヒ付タルモノ」「縫付厚子衣」「厚子織前掛」「細帯」「脚絆」「厚子織衣」などのアットゥシ製品が存在した⁽¹¹⁸⁾。鹿皮を縫い付けたミニチュアの「厚子織上衣」には次のような解説がみえる。「厚子<厚子ハ方言「ヲヒヤウ」ト称スル木ノ皮ヲ製シ織タルナリ>織ハ湿気ニ逢ヒテ乾キ易ク且強硬ナルカ故漁夫多クハ之ヲ用ユ但シ尋常獣皮ヲ縫付タルモノハ寒天ノ著用トス爰ニ出品スル物ハ現形四分一ナリ以下之ニ准ス」。さらに、それら12品の品目については「前ニ述フル所ノ各品ハ河海漁夫ノ著用スル所トス」と述べている。

すなわち、これらのアットゥシを素材とする衣服、あるいは鮭皮の靴までもが、アイヌの衣服としてではなく「河海漁夫の著用」する衣服として出品されている点に注目する必要がある。漁業博覧会の「次第書」⁽¹¹⁹⁾を見る限り、この博覧会は魚類を中心とする漁獲物そのものの展示を中心としつつ、当時の漁法や漁民の生活に関する情報も付加した内容だったようであり、少なくとも解説

(113) 前掲『北海道の百年』、p. 123。

(114) 高倉新一郎『日本の民俗 北海道』第一法規出版株式会社、1974。

(115) 北の生活文庫企画編集会議(編)『北海道の衣食と住まい 北の生活文庫5』北海道、1997、p. 37。このほか、渋谷道夫『北海道の衣と食』(明玄書房、1974)も同様である。

(116) 「漁業展覧会ノ規則書」『伯林府漁業博覧会関係書類』北海道立文書館〈3682〉。

(117) 「勸業：博覧会」『開拓使事業報告原稿』北海道立文書館〈7184〉。

(118) 「伯林府漁業博覧会出品解説書」『開拓使事業報告原稿』北海道立文書館〈7166〉。「独逸国伯林漁業博覧会出品概目録」『伯林博覧会書』北海道立文書館〈3741〉。このほか、「熊皮上衣」「鹿皮上衣」「手袋」「海藻ニテ造リタル前掛」「藁蓑」「靴」がある。また、「伯林府漁業博覧会漁具雛形出品目録」(前掲『伯林博覧会書』)および「伯林府博覧会出品目録」(同前)には、「腰掛」「竹ノ子笠」「藁腰巻」などの雛形も記載されているが、「勸業：博覧会」『開拓使事業報告原稿』にある出品表には札幌本庁から「漁夫着用衣服」6点、函館支庁から「衣服雛形」6点、根室支庁からは「漁人ノ帯」1点とのみ記されていることから、採集された物のいくつかが出品されなかった可能性もある。

(119) 「アーレス社差出漁業博覧会次第ニヨル各庁委員設置方ノ件」『伯林府漁業博覧会関係書類』北海道立文書館〈3682〉。

書では、前近代の北海道の歴史やアイヌの存在には言及していない。このような、いわば歴史性を捨象した漁業全般に関する展示の中で、「漁夫衣」はこれらアットゥシ製品だけであることからして、和人とアイヌの双方の漁業労働者の間で、アットゥシを素材とした衣服の利用が一般的だったと考えることができるように思う。

このような和人漁民のアットゥシ着用は『北海道漁業図絵』⁽¹²⁰⁾からも裏付けられる。これは、漁業博覧会への出品に関わって、函館支庁から派遣された画家が写し残したものとされる。同図絵の他の場面に登場するアイヌ女性の描かれ方と比較するならば、「山背泊漁婦函館市街に魚販売ノ図」に描かれるアットゥシを身に纏った「漁婦」が和人女性であることは明白である。

なお、漁業博覧会への出品物のうちアットゥシを素材とする7点は、国立ベルリン民族学博物館に現存している⁽¹²¹⁾。「厚子織上衣」には「漁人服雛形」と記した木札が付けられているが、これらの資料がアットゥシを素材としていることから、ドイツの所蔵機関においては従来「アイヌ関連資料」とみなされ、当時の北海道の漁民一般に広く利用されていた衣服という認識はなかったようである。このような理解を、国外の博物館での特殊な事例とみなすことがはたしてできるだろうか⁽¹²²⁾。近代の北海道の衣服文化におけるアットゥシの位置付けについては、今後検証すべき大きな課題といえる。

さらには、1878（明治11）年、イザベラ・バードが「アイヌ人が丹精をこめて作った衣服を日本人の下層階級が着ているのを、いつも見かける」⁽¹²³⁾と書き残しており、漁業労働者以外の職種の人々がどの程度アットゥシを着用していたかに関しても、今後検証しなければならない。衣料以外の利用としては、1879（明治12）年にシナノキヤオヒョウの樹皮を「[デウト]又ハ敷物等ニ織立英国へ可遣」⁽¹²⁴⁾という試みがあったが、その後の経過については確認できていない。

(120) 『北海道漁業図絵』市立函館図書館所蔵。この史料の存在については、関秀志氏にご教示いただいた。

(121) ヨーゼフ・クライナー「ヨーロッパにおけるアイヌ関係コレクションの歴史と現状」『国立民族学博物館研究報告別冊』5号、国立民族学博物館、1987、p. 432。そのうち「説明書」でいうところの「厚子織上衣」「縫付厚子衣」「厚子織前掛」「脚絆」「厚子織衣」の5点は、1999（平成11）年にアイヌ民族博物館（白老町）で開催されたアイヌ工芸品展（アイヌ文化振興・研究推進機構主催）において公開展示された。その際の図録『アイヌ工芸品展「テケカラペー女のわざードイツコレクションからー」』（財団法人 アイヌ文化振興・研究推進機構、1999）には、それぞれの写真が掲載されている（p. 56～57）。「1880年にベルリンで開催された国際漁業博覧会に日本政府が出品したもの」とされてはいるが、この時点ではそれ以上の詳細は不明であった。今回筆者が「解説書」および「伯林府漁業博覧会」について調査する過程で、アイヌ民族博物館およびアイヌ民族文化研究センターの同僚からベルリン民族学博物館において当該資料が収蔵されているとの情報を得、両者を結びつけることができた。

(122) 三浦泰之は前掲「ウィーン万国博覧会と開拓使・北海道」において、先行研究をふまえて「北海道の「内国化」を視角的に象徴する「産物」としての「明治初期の博覧会におけるアイヌ民族資料の「展示」」を論じており、学ぶところが大きい。しかし、今回の事例は、従来アイヌ民族資料とみなされてきた資料の定義を再検討する必要がある点を示唆しているように思える。

(123) イザベラ・バード（著）高梨健吉（訳注）『日本奥地紀行』（1880）、平凡社、2000、p. 392。

(124) 「楮皮ヲヒョウ皮買上便船ヲ以回致方ノ件」および「楮皮外3品品評調査ノタメ玄武丸便ニテ回致ノ件」『明治12年 東京文移録』北海道立文書館〈3029〉。

おわりに

本稿で解明を試みたこと、および確認できたこと等を、ここであらためてまとめてみる。

①近代の統計資料からみるアットゥシの概念は、近世と比べて大きな変化はないと考えられるが、商品としての規格化の進行がうかがえる点を指摘した。その上で、『開拓使事業報告』などの統計資料に基づき、北海道全体で1万反を超えるアットゥシ産出が続いた時期の存在を明らかにし、さらに地方ごとの産出動向を整理した。

②『諸物産表』に基づき開拓使の統計にみえる産出値と、実際の生産高との乖離を指摘するとともに、その点に関する地域的な差異の存在を指摘した。また、大量産出地においても集団的な生産活動の可能性は低く、和人の参入も見られない点を確認した。さらに、当時のアットゥシ生産の実態を解明するため、今後おこなうべき調査研究の課題を提起した。

③大量のアットゥシの主たる用途の一つとして漁業労働衣としての利用を挙げ、北海道の被服史におけるアットゥシの位置付けに関する問題提起を行なった。

もとより筆者の問題関心は、アットゥシの歴史的変遷の様相を解明することにあるが、今回本稿で行なったのは、近代初頭のアットゥシの産出量を統計数値的に把握し、それから投げかけられる事柄に基づいて問題を提起したにとどまる。本来、この時期の統計資料を利用する際には、編纂例則の検討あるいは地方^{じかた}の資料との照合など様々な方法を用いて、提示された数値の確度を検証しなければならず、今回それが行ない得ていない以上、数値を絶対視することはできない。繰り返しになるが、当時のアットゥシをめぐる諸相を具体的に知るためには、紀行文をはじめとするアイヌの風俗に言及した文献、新聞記事、地方史研究の資料など、様々な分野の資料を渉猟する必要があることを、筆者は認識している。また、今回利用したいくつかの統計資料は、「開拓使文書」と呼ばれる膨大な資料群全体からみれば、ごく一部にすぎない。今後、開拓使の公文書を丹念に調査・把握する作業を筆者は自らに課しており、そこから見えてくるであろう「実態」に強い期待感を抱いている。

北海道における一般的な労働衣としてのアットゥシについては、今後、被服史研究の成果に依拠しつつも、新たな資史料を利用して検証を続けるつもりである。その実態を明らかにする過程でアットゥシは、アイヌ固有の民族衣服およびその素材という限定的・固定的な範疇から解き放たれ、ある時期までの北海道における労働衣の歴史の中に傍流ではない確固たる位置を占めたものとして浮かび上がり、被服史研究が新たな局面を迎えるとの予感もある。

最後に、本稿をまとめるにあたり北海道立文書館ならびに北海道立図書館北方資料室に大変お世話になった。関秀志氏には『諸物産表』をはじめとする重要な資料について多大なご教示をいただいた。佐藤京子氏、山田伸一氏には数々の資料の所在およびその解釈について様々なご指導を得た。

また、小川正人、奥田統己、黒井茂、谷本晃久、三浦泰之の諸氏からも多岐にわたるアドバイスをいただいた。記して感謝申し上げます。

<資料>アットゥシ産出一覧表

表1 『諸物産表 明治十三、十四年』

<凡例>

- 以下の表は『諸物産表 明治十三、十四年』(以下『諸物産表』とする)と名付けられた12冊の簿冊および、関連する同時期の物産統計表20冊を通覧し、アットゥシの産出に関する数値を抽出し、まとめたものである。地域によっては1879(明治12)年の統計も含まれている。
- 紙幅の関係から、諸物産表(1)に衣服用の「アツシ」、諸物産表(2)に前掛・帯・脚絆、と2つに分けて作成した。
- 原資料は地域や時期などが無規則に綴じられているため、『開拓使事業報告』第三編にならい、札幌本庁、函館支庁の順に記した。管下の各郡の記載順も同書にならった。郡村名の表記は原資料に従ったが資料により異なる場合は現行表記にならった。
- 「番号」は北海道立文書館の簿書番号を意味する。
- 「年」の「13」は明治13年、「14」は明治14年を意味し、「期」の「1」は1月から6月まで、「2」は7月から12月までの統計であることを意味する。
- 「戸数」「人口」は村落の戸数および人口であり、原資料において村ごとの物産統計の末尾に記されている数値である。地域によっては士族の居住がみられるが、ここでは平民の数値のみを記した。また、原資料では永住者(本籍者)と寄留者が区別されているが、ここでは合計値を記した。ほとんどの場合、和人とアイヌを区別せず「平民」としているが、区別した記載がある場合はアイヌ人口の方を記し、数値の前に「ア」と付けた。原資料において戸数および人数の記載がない場合は空欄とした。なお、この統計では単身者は戸数に含まれていない。
- 「売鬻高」などの項目名は原資料の用語をそのまま用いた。その意味するところは、本文を参照していただきたい。数値を「反」に統一しているため、「匹数」は「反数」に換えた。原資料において「アツシ」の単位が匹(疋)になっている場合は数値を2倍し、反に統一した。
- 「価額」および「一反ノ価」は、原資料では縦書き漢数字で表記されているが、算用数字に換え小数点第3位に揃えた。例：一円二七銭五厘→1.275。五円→5.000。「アツシ」の場合、「一匹ノ価」として匹当たりの単価が記されている場合は、数値を1/2にして反当たりの価格に換えた。
- 原資料に「ナシ」または「なし」と記入されている場合は、「ナシ」と記載した。ただし利尻郡は全村にナシと記入されており割愛した。その他、原資料に注記がある場合はそのまま記載した。
- 『諸物産表』に記載されていない郡村、あるいはアットゥシ産出に関する項目が空欄になっている郡村は立項していない。「郡」の行に記載がある場合は、郡全体の総計値を意味する。

表1 諸物産表(1)－1

郡・村	番号	年	期	戸数	人口		アツシ			
					計	男/女	反数	売鬻高	価額	一反ノ価
札幌郡										
対雁	4562	13	1	168	870	451/419	150	150	120.000	0.800
	4567	14	1	169	840	433/407	87	87	104.400	1.200
高島郡										
高島	4561	12	2	48	235	124/111	5		7.500	1.500
	4571	14	2	54	245	114/131	6	6	9.000	1.500
白老郡										
白老	4570	14	1	74	336	171/165	10		18.000	1.800
敷生	4570	14	1	59	260	138/121	6	5	8.000	1.600
社台	4570	14	1	12	48	21/27	7	4	6.000	1.500
勇払郡										
植苗	4570	14	1	18	55	32/23	13	8	12.675	0.975
厚真	4570	14	1	31	123	66/57	68	54	64.600	0.950
鷓川	4570	14	1	19	92	54/38	36	26	34.200	0.950
井目戸	4570	14	1	18	70	34/36	26	18	24.700	0.950
萌別	4570	14	1	23	104	50/54	40	32	37.000	0.925
生籠	4570	14	1	20	153	67/86	57	46	52.725	0.925
似湾	4570	14	1	47	129	67/62	42	32	42.850	0.925

表1 諸物産表(1)－2

郡・村	番号	年	期	戸数	人口		アツシ			
					計	男/女	反数	売器高	価額	一反ノ価
果標	4570	14	1	26	109	49/60	40	32	38.000	0.925
穂別	4570	14	1	7	44	22/22	12	9	11.100	0.925
辺富内	4570	14	1	44	208	97/111	80	68	74.000	1.485
千歳郡										
千歳	4570	14	1	49	165	88/77	140	100	135.000	1.350
漁	4570	14	1	28	97	53/44	20		27.000	1.350
長都	4570	14	1	10	43	22/21	50	50	67.500	1.350
蘭越	4570	14	1	11	47	24/23	100	80	108.000	1.350
烏柵舞	4570	14	1	16	48	26/22	120	100	135.000	1.350
沙流郡										
富仁家	4567	14	1	8	20	14/6	10	ナシ		
佐留太	4567	14	1	35	145	81/64	90	20	20.000	1.000
平賀	4567	14	1	33	153	83/70	200	10	10.000	1.000
紫雲古津	4567	14	1	29	122	57/65	110	15	15.000	1.000
荷菜	4567	14	1	22	86	43/43	50	10	10.000	1.000
平取	4567	14	1	55	219	102/117	200	40	40.000	1.000
二風谷	4567	14	1	36	160	71/89	110	30	30.000	1.000
荷負	4567	14	1	47	170	80/90	100	20	20.000	1.000
長知苗	4567	14	1	9	53	28/25	50	10	10.000	1.000
幌去	4567	14	1	35	150	70/80	30	20	20.000	1.000
貫気別	4567	14	1	12	48	26/22	25	10	10.000	1.000
門別	4567	14	1	42	190	105/85	50	12	12.000	1.000
荷菜摘	4567	14	1	10	41	22/19	3	ナシ		不分
賀張	4567	14	1	27	136	65/71	15	自用ノミ		不分
厚別	4567	14	1	23	106	51/55	8	自用ノミ		不分
菜実	4567	14	1	4	14	8/6	2	自用ノミ		不分
新冠郡										
大狩部	4562	13	1	3	11	6/5	6	2	1.400	0.700
葉朽	4562	13	1	6	26	14/12	10	4	2.800	0.700
受乞	4562	13	1	7	41	21/20	20	8	5.600	0.700
元神部	4562	13	1	7	43	20/23	6	2	1.400	0.700
比字	4562	13	1	12	58	27/31	14	10	7.000	0.700
高江	4562	13	1	29	112	57/55	16	16	9.600	0.600
泊津	4562	13	1	16	53	27/26	10	10	6.000	0.600
去童	4562	13	1	10	49	26/23	8	4	2.800	0.700
姉去	4562	13	1	21	78	38/40	22	6	4.200	0.700
万揃	4562	13	1	9	33	15/18	6			
滑若	4562	13	1	18	90	44/46	16	8	5.600	0.700
三石郡										
鳧舞	4563	13	1	3	6	5/1	4		2.000	0.500
延出	4563	13	1	3	20	10/10	6		3.000	0.500
神潭	4563	13	1	4	20	11/9	3		1.500	0.500
辺訪	4563	13	1	10	51	23/28	5		2.500	0.500
歌笛	4563	13	1	12	64	35/29	15		7.500	0.500
幌毛	4563	13	1	28	146	67/79	35		17.500	0.500
本桐	4563	13	1	7	47	17/20	20		10.000	0.500
様似郡										
様似	4560	12	1	5	70	51/19	5		2.500	0.500
	4565	13	2	7	64	43/21	10	10	12.500	1.250
平鶴	4560	12	1	2	10	6/4	2		1.000	0.500
	4565	13	2	3	10	5/5	4	4	5.000	1.250
白里	4560	12	1	2	8	4/4	3		1.500	0.500
	4565	13	2	1	8	5/3	4	4	5.000	1.250
鶴苫	4560	12	1	17	73	47/26	5		2.500	0.500
	4565	13	2	19	80	54/26	14	14	17.500	1.250
海辺	4560	12	1	12	83	44/39	7		3.500	0.500

表1 諸物産表(1)－3

郡・村	番号	年	期	戸数	人口		アツッ			
					計	男/女	反数	売鬻高	価額	一反ノ価
	4565	13	2	12	85	45/40	6	6	7.500	1.250
桐樞	4560	12	1	3	16	8/8	7		3.500	0.500
	4565	13	2	3	16	8/8	6	6	7.500	1.250
傍平	4560	12	1	4	19	15/4	5		2.500	0.500
	4565	13	2	4	19	15/4	4	4	5.000	1.250
果地	4565	13	2	6	32	18/14	10	10	12.500	1.250
逢牛	4565	13	2	3	18	8/10	6	6	7.500	1.250
農助	4565	13	2	3	10	6/4	4	4	5.000	1.250
二七	4565	13	2	8	35	17/18	4	4	5.000	1.250
岡田	4565	13	2	10	48	24/24	10	10	12.500	1.250
去魔	4565	13	2	7	37	18/19	10	10	12.500	1.250
幌泉郡										
幌泉	4569	14	1	129	455	255/200	5		7.500	1.500
広尾郡										
茂寄	4565	13	2	99	467	280/187	36	36	14.400	0.400
当縁郡										
歴舟	4565	13	2	5	20	12/8	10	10	4.000	0.400
大樹	4565	13	2	5	34	20/14	16	16	6.400	0.400
	4571	14	2	5	34	20/14	10		2.500	0.250
十勝郡										
大津	4565	13	2	42	165	124/41	15	12	7.800	0.650
長白	4565	13	2	13	36	16/20	30	20	13.000	0.650
	4570	14	1	13	36	16/20	20	15	9.750	0.650
鼈奴	4565	13	2	9	45	27/18	30	20	13.000	0.650
	4570	14	1	9	45	27/18	45	38	24.700	0.650
十勝	4565	13	2	3	5	3/2	17	8	5.200	0.650
	4570	14	1	3	5	3/2	7	7	4.550	0.650
生剛	4565	13	2	8	21	11/10	34	24	15.600	0.650
	4570	14	1	8	21	11/10	23	19	12.350	0.650
愛牛	4565	13	2	5	26	14/12	40	30	19.500	0.650
	4570	14	1	5	26	14/12	31	23	14.950	0.650
河東郡										
音更	4568	14	1	20	118	61/57	140	129	83.850	0.650
然別	4568	14	1	2	10	5/5	9	9	5.850	0.650
東士狩	4568	14	1	9	60	33/27	43	38	24.700	0.650
西士狩	4568	14	1	4	20	12/8	23	19	12.350	0.650
美蔓	4568	14	1	4	20	8/12	19	16	10.400	0.650
河西郡										0.650
荊苞	4563	13	1	6	34	15/19	20	20	13.000	0.650
	4565	13	2	6	34	15/19	83	25	16.250	0.650
	4568	14	1	6	34	15/19	28	25	16.250	0.650
上帯広	4563	13	1	3	27	14/13	22	22	14.300	0.650
	4565	13	2	3	27	14/13	61	25	16.250	0.650
	4568	14	1	3	27	14/13	24	22	14.300	0.650
下帯広	4563	13	1	3	15	8/7	11	11	7.150	0.650
	4565	13	2	3	15	8/7	39	20	13.000	0.650
	4568	14	1	3	15	8/7	15	11	7.150	0.650
伏古	4563	13	1	4	28	12/16	26	26	16.900	0.650
	4565	13	2	4	28	12/16	60	30	19.500	0.650
	4568	14	1	4	28	12/16	28	26	16.900	0.650
迫別	4563	13	1	1	5	4/1	6	6	3.900	0.650
	4565	13	2	1	5	4/1	16	8	5.200	0.650
	4568	14	1	1	5	4/1	5	4	2.600	0.650
美生	4563	13	1	2	8	2/6	20	20	13.000	0.650
	4565	13	2	2	8	2/6	26	11	7.150	0.650
	4568	14	1	2	8	2/6	14	11	7.150	0.650

表1 諸物産表(1)－4

郡・村	番号	年	期	戸数	人口		アッシ			
					計	男/女	反数	売鬻高	価額	一反ノ価
芽室	4563	13	1	9	45	24/21	41	41	26.650	0.650
	4565	13	2	9	45	24/21	115	48	31.200	0.650
	4568	14	1	9	45	24/21	52	50	32.500	0.650
幸震	4563	13	1	5	15	10/5	17	17	11.050	0.650
	4565	13	2	5	15	10/5	47	18	11.700	0.650
	4568	14	1	5	15	10/5	20	17	11.050	0.650
羽帯	4563	13	1	1	23	8/15	26	26	16.900	0.650
	4565	13	2	1	23	8/15	65	25	16.250	0.650
	4568	14	1	1	23	8/15	14	12	7.800	0.650
戸蔦	4563	13	1	5	24	15/9	20	20	13.000	0.650
	4565	13	2	5	24	15/9	65	25	16.250	0.650
	4568	14	1	5	24	15/9	24	23	14.950	0.650
鶴抜	4563	13	1	1	6	3/3	8	8	5.200	0.650
	4565	13	2	1	6	3/3	30	20	13.000	0.650
	4568	14	1	1	6	3/3	5	4	2.600	0.650
売買	4563	13	1	3	11	4/7	13	13	8.450	0.650
	4565	13	2	3	11	4/7	50	18	24.400	0.650
	4568	14	1	3	11	4/7	16	13	8.450	0.650
中川郡										
安骨	4570	14	1	3	14	7/7	13	10	6.500	0.650
豊頃	4570	14	1	3	12	7/5	10	10	6.500	0.650
十弗	4570	14	1	2	11	6/5	11	11	7.150	0.650
潤寒	4570	14	1	5	37	20/17	20	13	8.450	0.650
様舞	4570	14	1	3	18	7/11	20	15	9.750	0.650
誓牛	4570	14	1	2	20	9/11	11	8	5.200	0.650
信取	4570	14	1	1	8	3/5	10	10	6.500	0.650
蓋派	4570	14	1	4	18	11/7	15	10	6.500	0.650
居辺	4570	14	1	2	13	7/6	11	8	5.200	0.650
押帯	4570	14	1	3	17	9/8	18	14	9.100	0.650
勇足	4570	14	1	3	18	9/9	21	17	13.050	0.650
幌蓋	4570	14	1	2	12	5/7	12	8	5.200	0.650
負籠	4570	14	1	2	10	5/5	9	7	4.550	0.650
嫌侶	4570	14	1	2	11	5/6	12	9	5.850	0.650
本別	4570	14	1	11	84	37/47	85	76	49.400	0.650
蝶多	4570	14	1	13	81	38/43	90	83	54.600	0.650
止若	4570	14	1	11	70	29/41	78	74	47.300	0.650
嗜別	4570	14	1	5	33	13/20	35	30	19.500	0.650
幕別	4570	14	1	4	42	26/16	27	23	14.950	0.650
白人	4570	14	1	10	54	26/28	65	60	39.000	0.650
別奴	4570	14	1	1	8	3/5	8	5	3.200	0.650
上川郡										
人舞	4565	13	2	7	43	22/21	115	67	43.550	0.650
	4568	14	1	7	43	22/21	34	26	16.900	0.650
	4565	13	2	7	65	34/31	159	109	70.850	0.650
	4568	14	1	7	65	34/31	56	49	31.850	0.650
宗谷郡										
抜海	4562	13	1	5	8	4/4	6	自用ニ付代価不分明		
猿払	4562	13	1	3	12	6/6	10	4	2.800	0.700
	4569	14	1	6	22	15/7	14	自用分通価ナシ		
泊内	4562	13	1	4	7	5/2	6			
	4569	14	1	6	11	9/2	14	6	5.700	0.950
宗谷	4562	13	1	29	210	142/68	34	10	7.500	0.750
	4569	14	1	36	186	122/64	40	24	22.800	0.950
声間	4562	13	1	9	24	14/10	14	4	3.000	0.750
	4569	14	1	12	27	16/11	30	10	9.500	0.950
稚内	4562	13	1	21	163	125/38	40	14	10.500	0.750

表 1 諸物産表(1)－5

郡・村	番号	年	期	戸数	人口		アツッ			
					計	男/女	反数	売罫高	価額	一反ノ価
	4569	14	1	26	181	139/42	40	20	19.000	0.950
枝幸郡										
枝幸	4560	13	1	18	161	101/60	74	24	18.000	0.750
	4569	14	1	32	162	102/60	70	40	36.000	0.900
歌登	4560	13	1	6	32	22/10	14	6	4.500	0.750
	4569	14	1	8	33	25/8	30	売買無之通価ナシ		
頓別	4560	13	1	4	16	8/8	14	6	4.500	0.750
	4569	14	1	5	13	6/7	26	10	9.000	0.900
天塩郡										
天塩	4560	13	1	45	173	91/62	15		15.750	1.050
苫前郡										
白志泊	4562	13	1	22	59	32/27	ナシ			
苫前	4562	13	1	59	450	341/109	27	18	22.500	1.250
	4569	14	1	55	579	436/143	26	20	30.000	1.500
力量	4562	13	1	49	237	158/79	ナシ			
山越郡										
	4566	13	1	ア64	ア272	146/126	25		30.000	1.200
	4566	13	2	ア63	ア265	145/120	92	50	95.000	1.900
	4750	14	1	ア69	ア265	146/119	50	25	43.750	1.750
	4760	14	2	ア62	ア267	147/120	30	10	17.500	1.750
長万部	4066	13	1	ア31	ア123	65/58	25		30.000	1.200
茅部郡										
茅部	4566	13	1	ア53	ア196	110/86	5	5	9.000	1.800
落部	4066	13	1	ア27	ア95	51/44	6	5	9.000	1.800
瀬棚郡										
瀬棚	4566	13	1	ア16	ア86	49/37	13		19.500	1.500
	4069	13	1	ア16	ア80	43/37	13		19.500	1.050
	4075	13	2	ア16	ア80	43/37	10		12.000	1.200

表 1 諸物産表(2)－1

郡・村	番号	年	期	前掛				帯				脚絆					
				枚数	売罫高	価額	一枚ノ価	本数	売罫高	価額	一本ノ価	足数	売罫高	価額	一足ノ価		
勇払郡																	
厚真	4570	14	1	70	49	19.600	0.400	60	36	5.400	0.150						
鷓川	4570	14	1	22	17	6.800	0.400	29	20	3.000	0.150						
井戸	4570	14	1	20	13	8.000	0.400	26	16	3.900	0.150						
萌別	4570	14	1	39	26	14.430	0.370	23	17	2.990	0.130						
生鼈	4570	14	1	50	37	18.500	0.370	47	28	6.110	0.130						
似湾	4570	14	1	40	24	14.800	0.370	37	19	4.810	0.130						
果標	4570	14	1	39	36	14.430	0.370	23	17	2.990	0.130						
穂別	4570	14	1	11	7	4.400	0.400	13	6	1.950	0.150						
辺富内	4570	14	1	78	46	28.860	0.370	46	34	5.980	0.130						
千歳郡																	
千歳	4570	14	1	80	80	32.000	0.400	100	80	16.000	0.200						
沙流郡																	
富仁家	4567	14	1					30	ナシ	不分							
佐留太	4567	14	1					50	ナシ	不分		30	5				
平賀	4567	14	1					170	ナシ	不分		220	ナシ	不分			
紫雲古津	4567	14	1					120	ナシ	不分		130	ナシ	不分			
荷葉	4567	14	1					100			不分	80					不分
平取	4567	14	1					170	ナシ			120	20	6.000	0.300		
二風谷	4567	14	1					70	ナシ	不分		90	ナシ	不分			
荷負	4567	14	1					90	ナシ	不分		80	ナシ	不分			
長知苗	4567	14	1					10	ナシ			15	ナシ				
幌去	4567	14	1					30	ナシ		不分	50	ナシ				不分
貫気別	4567	14	1					10	ナシ		不分	20	ナシ				不分
門別	4567	14	1					90	ナシ		不分	200	ナシ				不分
新冠郡																	

表1 諸物産表(2) - 1

郡・村	番号	年	期	前掛				帯				脚絆					
				枚数	売鬮高	価額	一枚ノ価	本数	売鬮高	価額	一本ノ価	足数	売鬮高	価額	一足ノ価		
業朽	4562	13	1	16	5	1.000	0.200										
受乞	4562	13	1	20	10	2.000	0.200	15	12	1.440	0.120						
比字	4562	13	1					8	8	0.960	0.120						
泊津	4562	13	1	13	6	1.080	0.180										
去童	4562	13	1	9	9	1.620	0.180										
姉去	4562	13	1					15	12	1.440	0.120						
滑若	4562	13	1	20	12	2.160	0.180										
宗谷郡																	
抜海	4562	13	1					5	自用ニ付代価不分明				7	自用ニ付代価不分明			
猿払	4562	13	1					7					15	5	1.000	0.200	
	4569	14	1	10													
泊内	4562	13	1					5					10				
	4569	14	1	5	4	1.200	0.300	7	5	1.000	0.200		3				
宗谷	4562	13	1					15	3	0.225	0.075		20	7	1.750	0.250	
	4569	14	1	10	売買ナシ			15	売買ナシ								
声間	4562	13	1					10					15	5	1.000	0.200	
	4569	14	1	5				10									
稚内	4562	13	1					17	5	0.500	0.100		20	3	0.750	0.250	
	4569	14	1	25	15	4.500	0.300	30	20	4.000	0.200		20	10	2.500	0.250	
枝幸郡																	
枝幸	4560	13	1					75	15	1.125	0.075						
	4569	14	1	50	40	14.000	0.350	70	50	10.000	0.200		30	15	9.000	0.300	
歌登	4560	13	1					12	5	0.375			7	2	0.500		
	4569	14	1	20				30									
頓別	4560	13	1					10					9	2	0.500	0.250	
	4569	14	1	20	10	3.500	0.350	30	15	3.000	0.200						
苫前郡																	
苫前	4562	13	1	60	45	33.750	0.750	80	40	12.000	0.300						

表2 『札幌県治類典』

<凡例>

- 以下の表は、『札幌県治類典 管内各郡物産統計表』および『札幌県治類典 管内物産表』(以下『県治類典』とする)という表題を記された16冊の簿書を通覧し、アットゥシの産出に関する数値を抽出し、まとめたものである。いずれも1882(明治15)年の統計値である。
- 2つの表の分け方、郡村の記載順および「番号」「期」の意味等は表1に準ずる。
- 「戸数」「人口」も概ね表1に準ずる。ただし、『県治類典』においてはほとんどの地域で、和人とアイヌは区別して記載されており、本表での「戸数」「人口」はアイヌの戸数および人口を意味する。それに対し、「総戸数」「総人口」は和人の「土族」「平民」をも含む総計値である。
- 「織立高」「同上通価」などの項目名は原資料の用語をそのまま用いた。その意味するところは、本文を参照していただきたい。
- 「通価」および「単価」の表記、記載、立項の基準についても表1に準ずる。

表2 県治類典(1) - 1

郡・村	番号	期	戸数	総戸数	人口		総人口	アツシ				
					計	男/女		織立高	同上通価	売鬮高	同上通価	単価
札幌郡												
対雁	7424	1	139	176	731	358/373	822	150	375.000	50	125.000	2.500
	7421	2	139	190	729	358/371	914	140	350.000	40	100.000	2.500
虻田郡												
虻田	7428	1	57	70	233	121/112	292	96	151.968	23	36.409	1.583
	7420	2	78	89	309	168/141	387	75	112.000	20	30.000	1.500

表2 県治類典(1)－2

郡・村	番号	期	戸数	総戸数	人口		総人口	アツッ				
					計	男/女		織立高	同上通価	売嚮高	同上通価	単価
振苗	7428	1	20	31	78	46/32	84	74	117.142	31	49.073	1.583
弁辺	7428	1	23	26	101	46/55	109	45	71.235	31	49.073	1.583
	7420	2	23	26	101	46/55	109	32	48.000	5	7.500	1.500
礼文華	7428	1	25	27	95	51/44	105	34	53.822	8	12.664	1.583
	7420	2	25	27	96	52/44	99	20	30.000	5	7.500	1.500
有珠郡												
黄金薬	7428	1	4	7	18	9/9	33	5	15.830	2	6.332	1.583
稀府	7428	1	13	99	48	25/23	428	14	22.162	6	9.498	1.583
	7420	2	13	96	48	25/23	430	5	7.500			1.500
紋籠	7428	1	11	927	53	28/25	2731	13	20.579			1.583
有珠	7428	1	84	88	410	207/203	430	96	151.968	42	66.486	1.583
	7420	2	83	86	384	199/185	411	40	60.000	8	12.000	1.500
室蘭郡												
室蘭	7428	1	38	61	196	87/109	271	5	15.000	1	3.000	3.000
	7420	2	35	56	198	88/110	272	8	16.000	5	10.000	2.000
幌別郡												
幌別	7428	1	62	120	251	112/129	492	23	46.000			2.000
	7420	2	64	136	209	107/102	498	43	86.000	8	16.000	2.000
鷺別	7428	1	2	26	4	2/2	103	3	6.000			2.000
	7420	2	8	29	19	10/9	110	13	26.000	4	8.000	2.000
登別	7428	1	9	10	21	13/8	26	5	10.000			2.000
	7420	2	7	17	17	10/7	44	13	26.000	4	8.000	2.000
白老郡												
白老	7420	2	56	71	274	142/132	333	7	14.000			2.000
沙流郡	7422	1	372	519	1593	771/822	2157	305	305.000	74	74.000	1.000
	7422	2	367	517	1585	768/817	2142	289	289.000	127	127.000	1.000
新冠郡	7422	1	134	146	605	304/301	667	68	50.650	33	17.250	0.740
	7422	2	132	143	606	306/300	661	199	153.900	19	15.200	
去童	7429	1	9		49	29/20		4	3.200			0.800
受乞	7429	1	7		45	23/22		2	1.500			0.750
比宇	7429	1	13		64	31/33		6	4.500	4	3.000	0.750
葉朽	7429	1	6		33	18/15		4	3.000	2	1.500	0.750
大狩部	7429	1	1	2	9	4/5	21	3	2.250	2	1.500	0.750
万櫛	7429	1	8		34	15/19		7	5.250	3	2.250	0.750
姉去	7429	1	24		94	46/48		8	6.400	3	2.400	0.800
元神部	7429	1	8		53	25/28		3	2.250	1	0.750	0.750
滑若	7429	1	19		83	41/42		12	9.000	5	3.750	0.750
泊津	7429	1	17		55	26/29		6	4.200	1	0.700	0.700
高江	7429	1	22	33	86	46/40	136	13	9.100	2	1.400	0.700
静内郡	7422	1	303	461	1629	768/861	2489	36	54.000	30	45.000	1.500
	7422	2	303	462	1632	773/859	2488	43	64.500	2	3.000	1.500
幕別	7429	1	18		113	54/59		3	4.500	3	4.500	1.500
碧薬	7429	1	19		100	44/56		6	9.000			1.500
有良	7429	1	27	33	155	80/75	174	4	6.000	4	6.000	1.500
姉蟹	7429	1	30		146	74/72		7	10.500	7	10.500	1.500
佐妻	7429	1	16		71	34/37		15	22.500	15	22.500	1.500
音江	7429	1	4		24	8/16		1	1.500	1	1.500	1.500
三石郡	7422	1	66	102	355	177/178	731	23	32.500	10	15.000	
様似郡		1										
岡田	7432	1	26		133	67/66		80	120.000			1.500
二七	7432	1	11		42	21/21		40	60.000			1.500
広尾郡												
茂寄	7433	1		128			545	30		10	7.500	0.750

表2 県治類典(1)－3

郡・村	番号	期	戸数	総戸数	人口		総人口	アツシ				
					計	男/女		織立高	同上通価	売置高	同上通価	単価
	7426	2	47	127	185	93/92	372	10	5.000			0.500
大樹	7433	1		5			34	6			4.500	0.750
十勝郡												
長白	7433	1	13		36	16/20		9	5.850	6	3.900	0.650
鼈奴	7433	1	9		45	27/16		45	29.000	38	24.700	0.650
十勝	7433	1	3	4	5	3/2	8	7	5.550	5	3.200	0.650
生剛	7433	1	8		21	11/10		23	14.950	19	12.350	0.650
愛牛	7433	1	5		26	14/12		34	22.100	23	14.950	0.650
河東郡												
音更	7433	1	20		118	62/56		185	120.250	102	66.300	0.650
	7426	2	20		118	61/57		320	198.400	213	128.460	0.620
然別	7433	1	2		10	5/5		12	7.800	10	6.500	0.650
	7426	2	2		10	5/5		23	14.260	14	8.680	0.620
東土狩	7433	1	9		60	33/27		105	66.250	91	59.150	0.650
	7426	2	9		60	33/27		130	80.600	63	39.600	0.620
西土狩	7433	1	4		20	12/8		31	20.150	24	15.600	0.650
	7426	2	4		20	12/8		34	21.080	26	16.120	0.620
美蔓	7433	1	4		20	8/12		46	29.900	39	25.350	0.650
	7426	2	4		20	8/12		56	34.720	39	24.180	0.620
河西郡												
荊苞	7433	1	6		34	15/19		31	20.150	25	16.250	0.650
	7426	2	6		32	15/17		49	30.380	38	33.560	0.620
下帯広	7433	1	3		15	8/7		16	10.400	16	10.400	0.650
	7426	2	3		15	8/7		29	17.890	22	13.640	0.620
上帯広	7433	1	3		26	13/13		23	13.000	6	3.900	0.650
	7426	2	3		27	14/13		46	28.520	38	23.560	0.620
迫別	7433	1	1		5	4/1		3	1.950	3	1.950	0.650
	7426	2	1		5	4/1		4	2.480			0.620
美生	7433	1	2		8	2/6		14	9.100	6	3.900	0.650
	7426	2	2		8	2/6		39	24.180	28	17.360	0.620
芽室	7433	1	9		45	24/21		150	97.500	111	72.150	0.650
	7426	2	9		45	23/22		138	147.660	86	92.020	0.620
戸蔦	7433	1	5		24	15/9		57	37.050	31	20.150	0.650
	7426	2	4		24	15/9		24	14.880	19	11.780	0.620
鶴抜	7433	1	1		6	3/3		7	4.550			0.650
	7426	2	1		6	3/3		9	5.580	3	1.860	0.620
伏古	7433	1	4		28	12/16		18	11.700	5	3.250	0.650
	7426	2	4		28	12/16		34	21.080	27	16.740	0.620
羽帯	7433	1	4		23	8/15		30	19.500	21	13.650	0.650
	7426	2	1		15	10/5		11	6.820	4	2.480	0.620
売買	7433	1	3		11	4/7		19	12.350	9	5.850	0.650
中川郡												
安骨	7425	1	3		14	7/7		15	9.750	10	6.500	0.650
豊頃	7425	1	3		12	7/5		15	9.750	10	6.500	0.650
十弗	7425	1	2		11	6/5		12	7.800	8	5.200	0.650
濁寒	7425	1	5		37	20/17		20	13.000	13	8.450	0.650
誓牛	7425	1	2		20	9/11		12	7.800	12	7.800	0.650
信取	7425	1	1		8	3/5		9	5.850	8	5.200	0.650
蓋派	7425	1	4		18	11/7		14	9.100	12	7.800	0.650
様舞	7425	1	3		18	7/11		22	14.300	19	12.350	0.650
居辺	7425	1	2		13	7/6		13	8.450	10	6.500	0.650
押杆	7425	1	3		17	9/8		17	13.700	15	9.750	0.650
勇足	7425	1	3		18	9/9		14	9.100	12	7.800	0.650

表2 県治類典(1)－4

郡・村	番号	期	戸数	総戸数	人口		総人口	アツッ				
					計	男/女		織立高	同上通価	売嚮高	同上通価	単価
幌蓋	7425	1	2		12	5/7		9	5.850	7	4.550	0.650
負釧	7425	1	2		10	5/5		11	7.150	8	5.200	0.650
嫌店	7425	1	2		11	5/6		13	8.450	9	5.850	0.650
本別	7425	1	11		84	41/43		103	66.950	85	55.250	0.650
蝶多	7425	1	12	13	81	38/43	84	125	81.250	103	66.950	0.650
止若	7425	1	11		69	28/41		102	66.300	93	61.750	0.650
嚮別	7425	1	5		33	13/20		42	27.300	35	22.750	0.650
幕別	7425	1	4		42	27/15		35	22.750	30	19.500	0.650
白人	7425	1	10		54	26/28		75	48.750	62	40.600	0.650
別奴	7425	1	1		8	3/5		11	7.150	9	5.850	0.650
上川郡												
人舞	7425	1	7		43	23/20		120	78.000	95	61.750	0.650
	7426	2	7		43	23/20		62	38.440	39	24.180	0.620
屈足	7425	1	7		65	34/31		133	86.450	74	48.100	0.650
	7426	2	7		65	34/31		88	54.560	59	37.580	0.620
宗谷郡	7422	2	55	102	214	122/92	402	149	193.700	62	80.600	1.300
稚内	7430	1		35			181	20	17.500	7	12.250	0.875
	7423	2	12	35	40	25/15	127	32	41.600	18	23.400	1.300
声間	7430	1		10			32	12	15.000			1.250
	7423	2	6	9	22	8/14	29	18	23.400	自用ノ分		1.300
宗谷	7430	1		38			204	50	45.000	30	27.000	0.900
	7423	2	30	45	126	75/51	185	46	59.800	35	45.500	1.300
泊内	7430	1		6			39	10	12.500			1.250
	7423	2	3	5	8	6/2	23	21	27.300	9	11.700	1.300
猿払	7430	1		6			21	20	25.000			1.250
	7423	2	2	7	13	6/7	30	18	23.400	自用ノ分		1.300
利尻郡	7422	2	8	91	37	19/18	545	14	25.200			1.800
本泊	7423	2	8	13	37	19/18	59	14	25.200			1.800
枝幸郡	7422	2	35	52	150	74/76	215	150	195.000	71	92.300	1.300
頓別	7430	1		5			47	30	26.250			0.875
	7423	2	4		20	8/12		30	39.000	19	24.700	1.300
枝幸	7430	1		34			167	60	52.500	40	35.000	0.875
	7423	2	26	38	107	52/55	148	80	104.000	52	67.600	1.300
歌登	7430	1		7			49	10	9.000			0.875
	7423	2	5	8	23	14/9	37	40	52.000	自用ノ分		1.300

表2 県治類典(2)－1

郡・村	番号	期	前掛					帯					脚絆				
			織立高	同上通価	売嚮高	同上通価	単価	織立高	同上通価	売嚮高	同上通価	単価	織立高	同上通価	売嚮高	同上通価	単価
幌別郡																	
幌別	7428	1	14	7.000			0.500	27	8.100			0.300					
鷺別	7428	1											5	2.500			0.500
登別	7428	1						3	0.900			0.300					
沙流郡	7422	2						373	93.250	199	49.750	0.250	355	106.500	250	67.500	
新冠郡	7422	2	178	53.900	9	2.700											
宗谷郡	7422	2	77	38.500	28	14.000	0.500	68	13.600	32	6.400	0.200	41	10.250	8	2.000	0.250
稚内	7430	1	20	7.000	15	5.250	0.350	20	4.000	10	2.000	0.200					
	7423	2	23	11.500	9	4.500	0.500	21	4.200	13	2.600	0.200	12	3.000	自用ノ分		0.250
声間	7430	1	7	2.100			0.300	10	2.000			0.200					
	7423	2	6	3.000	自用ノ分		0.500	12	2.400	自用ノ分		0.200					
宗谷	7430	1	20	10.000	15	7.500	0.500	15	3.000	10	2.000	0.200	10	3.000	7	2.100	0.300
	7423	2	23	11.500	14	7.000	0.500	25	5.000	13	2.600	0.200	10	2.500	5	1.250	0.250

表2 県治類典(2)－2

郡・村	番号	期	前掛				帯					脚絆					
			織立高	同上通価	売霰高	同上通価	単価	織立高	同上通価	売霰高	同上通価	単価	織立高	同上通価	売霰高	同上通価	単価
泊内	7430	1	7	2.100			0.300										
	7423	2	8	4.000	5	2.500	0.500	10	2.000	6	1.200	0.200					
猿払	7430	1	10	3.000			0.300						7	2.100			0.300
	7423	2	17	8.500	自用ノ分		0.500	7	1.400	自用ノ分		0.200					
利尻郡	7422	2	15	5.250			0.350	10	2.500			0.250	25	7.500			0.300
本泊	7423	2	15	5.250			0.350	10	2.500			0.250	25	7.500			0.300
枝幸郡	7422	2	142	71.000	55	27.500	0.500	152	30.400	77	15.400	0.200	52	13.000	18	4.500	0.250
頓別	7430	1	10	3.500			0.350	10	2.000			0.200					
	7423	2	28	14.000	16	8.000	0.500	29	5.800	17	3.400	0.200	12	3.000	5	1.250	0.250
枝幸	7430	1	40	14.000	25	8.750	0.350	30	6.900	15	3.450	0.230					
	7423	2	90	45.000	39	19.500	0.500	92	18.400	60	12.000	0.200	40	10.000	13	3.250	0.250
歌登	7430	1	7	2.100			0.300	5	1.000			0.200					
	7423	2	24	12.000	自用ノ分		0.500	31	6.200	自用ノ分		0.200					

A preparatory study to clarify the circumstances of *Attus* production in Modern Hokkaido
– adjustment and analysis of statistical data from the Colonial Department (*Kaitakushi*)

HONDA Yuko

Summary :

The term *attus* refers to fabrics and clothing made by the Ainu from the fibers of the inner bark of plants. In last years' issue, the author examined the production and distribution of *attus* in early modern Hokkaido. The next topic is to investigate the situation from the latter half of the 19th century. In this paper, the author provides an early attempt to illustrate and systematically analyse the situation after the Meiji Restoration in Hokkaido, based on statistical data from the Colonial Department (*Kaitakushi*).

In this study the main points are as follows:

1. It is safe to say, in comparison with the early modern period, that the concept of *attus* did not change. However, it can be seen that its standardization as an article of commerce progressed.

Based on the “Report of the Works of the Colonial Department (*Kaitakushi Jigyo Hokoku*)”, it was found that the production of more than ten thousand rolls of *attus* cloth continued for 5 years after 1876. The author has compiled data displaying the trends in each region.

2. Taken in the light of the “Table of various products (*Syo Bussan Hyo*)”, the numerical value of production given in the statistical data from the Colonial Department differs from actual output, and there are some regional differences. The author confirmed that there is little possibility of group production or the participation of Japanese (*Wajin*) even in those villages which produced large amounts of *attus*. The author proposes a future study to clarify the circumstances of *attus* production.

3. The author suggests that one of the main uses of *attus* was as ordinary clothing for fishery workers (including Japanese), and proposes that *attus* becomes an issue in the history of clothing in modern Hokkaido.

A table listing the production of *attus* from each village, based on the “*Syo Bussan Hyo*” and “*Kenchiruiten*” is given at the end of this paper.

Key Words :

Ainu culture, Ainu history, *Attus* (*Atsushi*), Statistical data, “Report of the Works of the Colonial Department (*Kaitakushi Jigyo Hokoku*)”